

研修員受入の手引



平成元年7月

国 際 協 力 事 業 団 研 修 事 業 部 国際協力事業団 25392

次

] 次	
to the	en e	頁
	研修員受入事業	1
. 1.	目的と概要	1
2.	研修員受入方式	2
3.	研修方式	2
4.	研修分野	7
. 5.	受入機関	8
6.	受入実績	8
7.	来日中の研修員に対する再養成の受諾に伴う	
	受入人数の統計上の取扱いについて	9
8	研修事業部の組織及び所掌業務	0
第2章	研修員受入業務の流れ	3
1.	受入手続(受入回答まで)	3
2.	受入手続(受入準備から研修員帰国まで)	6
3.	決裁文書等の流れ ······· 2	0
4.	研修員受入計画作成の手順	5
第3章	集団研修コース研修員の受入 I (G. I作成~研修開始) 2	7
1.	G. Iの作成・送付 ····································	7
2.	要請書の到着	6
3.	受入回答	7
	研修員渡航手続	
5.	宿舎予約依頼4	8

:		
٠		研修監理員配置依頼
;		研修員来日49
:		ブリーフィング
:	9 .	プログラム・オリエンテーション
:	1 0	研修員諸手当
i f		ジェネラル・オリエンテーション
	1 2	日本語集中講習61
	1.3.	移 動
		研修開始65
	15.	開講式65
•	16.	八王子センターでの受入(八王子センターが実施する
		集団コースの場合) 6 7
	第4章	集団研修コースの受入 I (コース運営~研修員帰国)
	1 .	発信文書68
	2 .	
	2	実行予算書作成 7 0
	ა .	実行予算書作成
	4 .	教材の作成及び管理7 0
	4 . 5 .	教材の作成及び管理 7 0 研修用資材の購入 7 0
	4 . 5 . 6 .	教材の作成及び管理 7 0 研修用資材の購入 7 0 G. I及び研修実施要領の作成依頼 7 1
	4 · 5 · 6 · 7 · .	教材の作成及び管理 70 研修用資材の購入 70 G. I及び研修実施要領の作成依頼 71 研修指導者 (コースリーダー)の委嘱 71
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 .	教材の作成及び管理 70 研修用資材の購入 70 G. I及び研修実施要領の作成依頼 71 研修指導者 (コースリーダー) の委嘱 71 研修詳細計画作成指示 71
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 1 0 .	教材の作成及び管理70研修用資材の購入70G. I及び研修実施要領の作成依頼71研修指導者 (コースリーダー) の委嘱71研修詳細計画作成指示71マイクロバスの予約73研修終了証書74帰国手続78
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 1 0 .	教材の作成及び管理70研修用資材の購入70G. I及び研修実施要領の作成依頼71研修指導者 (コースリーダー) の委嘱71研修詳細計画作成指示71マイクロバスの予約73研修終了証書74
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 1 0 .	教材の作成及び管理70研修用資材の購入70G. I及び研修実施要領の作成依頼71研修指導者 (コースリーダー) の委嘱71研修詳細計画作成指示71マイクロバスの予約73研修終了証書74帰国手続78
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 1 0 .	教材の作成及び管理70研修用資材の購入70G. I及び研修実施要領の作成依頼71研修指導者 (コースリーダー) の委嘱71研修詳細計画作成指示71マイクロバスの予約73研修終了証書74帰国手続78
	4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 1 0 .	教材の作成及び管理70研修用資材の購入70G. I及び研修実施要領の作成依頼71研修指導者 (コースリーダー) の委嘱71研修詳細計画作成指示71マイクロバスの予約73研修終了証書74帰国手続78

第5章	個別研修員の受入れ8	2
1.	概 要	2
¹ 4.2.	個別研修員の受入れ	2
3.	高級研修員・準高級研修員8	2
4.	C. S. 研修員 ······8	7
5.	国際機関からの受入れ8	7
6.	WHOおよびITUからの受入れ8	9
第6章	関係省庁別個別案件事務処理要領9	2
1.	農林水産省案件9	2
2.	建設省案件9	3
3.	運輸省案件	4
4.	厚生省案件	6
5.	労働省案件 9	8
6.	郵政省案件	0
7.	文部省案件	1
8.	科学技術庁案件	5
9	通産省案件10	6
10.	経済企画庁案件	9
	研修経費	
1.	予算の構成	
2.	研修経費11	2
	研修経費実行予算書の作成	
4.	研修委託契約書の作成 1 1	2

i		
:	第8章	諸手続等 1.2.2
	1.	研修員滞在費に係わる部内事務取扱要領 1 2 2
	2 .	滞在費の調整(追給・返納・前払い) 1 2 7
	3	受入れ期間の延長127
	4	受入れ期間の短縮(早期帰国) 1 2 8
:	5.	入国査証の在留期間の更新128
:	6.	病 気
4	7.	航空券の再発行139
•	8.	研修証明書と諸手当支給証明書の発行141
2 1 1	9.	外務省証明依頼 1 4 2
	10.	国際電話・電報 (テレックス) の使用手続き1 4 5
•	11.	下 宿146
	12.	宿舎変更 1 4 8
	1 3	家族同伴・呼び寄せ148
ŧ	14.	一時帰国及び第三国への一時出国149
•	15.	帰国経路の変更149
	16.	来日時(前)の第三国立ち寄り150
	17.	研修終了後の私的滞在
	18.	研修員にかかる研修期間の延長等に関する取扱いについて151
	19.	研修旅行先における私的滞在 154
	20.	研修員が所在不明になった場合
	21.	JICA国際研修センター及び国内支部への研修依頼155
	22.	研修員受入に関する国際研修センター及び国内支部の所掌地域 1 5 8
•	23.	中国研修員の受入れ通知書160
	24.	在外公館のない国からの受入れ 1 6 0
ı		

•	
25. ビザを	取得せずに来日した場合(仮上陸~正式入国) 1 6 0
2 6 . 傷害事	件等
27. 臨床修	練制度162
28. その他	1 6 8
(1) 指定	旅行代理店による研修員送迎方法
(2) 指定	旅行代理店(元年度)170
(3) 都内	医療機関
(4) 関係:	先電話番号172
(5) 国名	表記173
第9章 研修実	施報告書
1. 作成・	保管175
2. 作成分:	担
第10章 第三国	研修について199
1. 第三国	研修とは199
2. 第三国	集団研修実施のための手順
3. 第三国	集団研修実施にかかる業務、経費負担等について 201
4. 第三国:	カウンターパート研修203
第11章 帰国研	修員に対するアフターケア事業
1. 帰国研	修 員アフターケア事業の拡充強化計画
2. 帰国研	修員フォローアップ・チーム派遣耍綱
3. 公開技術	術セミナー班派遣要綱2222
4 文献供。	与

6. 帰国	研修員同窓会	含育成強化業務	要綱		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2 2 9
	1.				entropy of a section	. 1
考資料 …	.,.,,					2 3 1
	諸規程・達	·通達	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			233
				t _j a I	11.1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-
4.					e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
	. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	;				
		•				

第1章 研修員受入事業

1.目的と概要

研修員受入事業は、「人造り」協力としての技術協力の中で、最も基本的な事業形態の一つであり、開発途上国より研修員を受入れ、特定の分野における専門的知識、技術等の移転を行うことにより、研修員が途上国の経済、社会開発において、積極的な役割を果たすことを目的とする。わが国の政府ベースの研修員受入れは、昭和29年わが国がコロンボ計画(アジア及び太平洋地域に属する諸国の経済・社会開発を促進することを目的とする協力機構。昭和26年活動開始)に加盟した時に始まった。その年、138名の研修員を受入れて以来受入人数も協力対象国も年々増加し、昭和63年度には、131ヶ国から4,821名の研修員を受入れた。

この間の受入研修員数累計は71,919名である。

研修員の受入れは開発途上諸国等の要請に基づいて実施される。研修員は各分野における専門的知識と技術の研修を受け、帰国後はそれを生かして自国の社会・経済の発展に重要な役割を果たすことが期待されている。そのため研修員ができるだけ多くのことをわが国で学ぶことが出来るように計画を作成しなければならない。他方、われわれ日本人も研修員からさまざまなことを学ぶことができるし、研修員相互の親睦の場を提供することになる。このような交流を通じ世界の人々との相互理解を深め、国際親善に貢献することも本事業の目的の一つである。

わが国が政府ベースで技術研修のために開発途上国から受入れる研修員は、それ ぞれの国において経済・社会開発の中心となる機関の中堅職員が大多数を占めてお り、いずれも自国政府の推せんを受け、自ら職業上の技術・知識を向上させるため に来日する。したがって、全ての研修員が各々の職場において何らかの意味で指導 的地位にある。例えば、中央官庁の幹部、大学教授をはじめ、民間会社の役職者な どの要職にある人も含まれている。そのため技術研修のために来日する人々を「研 修員」(PARTICIPANT) と呼び、留学生或は研修生と区別している。わが国は、これらの「研修員」を通じて開発途上国の発展に協力している。

2. 研修員受入方式

受入方式には、二国間方式と多国間方式がある。

- 1) 二国間 (BILATERAL)方式;わが国が相手国政府との国際約束に基づき受入れる方式。受入れに要する諸経費は原則として全額わが国が負担する。二国間方式にはまた一部経費分担方式による受入れ(通称C.S)がある。この方式では、相手側が、渡航費・滞在費等を、我が国が研修経費を負担する。
- 2) 多国間(MULTILATERAL)方式;わが国が国際機関との国際約束に基づき受入れる方式。受入れに要する諸経費のうち、原則として相手側機関が渡航費・滞在費等を負担する。多国間方式にはまた受入れに要する諸経費を全額わが国負担により受入れる方式がある。便宜上、前者をタイプIIという。

3. 研修方式

研修には集団研修と個別研修及び特別研修の三つの方式がある。

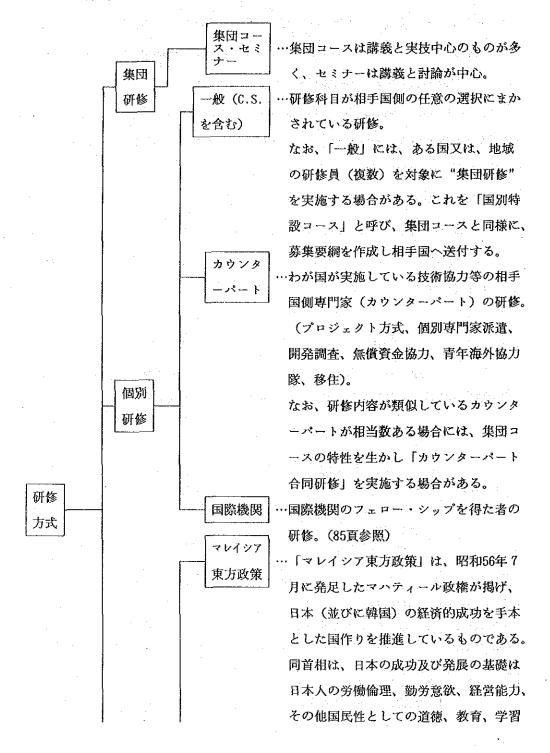
1)集団研修は、10名程度の研修員が1つのコースに参加するもので、1ヶ国1名を原則としているので、各国研修員に交流の場を呈することになる。集団研修は、これらの国々の共通のニーズを予め考慮のうえカリキュラムを設定するいわば "定食コース"で、日本側が割当国に「General Information (通称G.I.)」と呼ばれる「募集要綱」をもって募集する。

- 2) 個別研修は、ある国の要請に基づき、特定の研修ニーズを満足させるためにカリキュラムを設定する"注文コース"である。事業団が開発途上国で実施する技術協力プロジェクト等のカウンターパート(相手国側専門家)や国際機関からの要請に基づいて受入れる研修員もこの方式による。
- 3)特別研修は、個別研修の一種であるが、ある特定国から特定の分野に関し多人 数の研修員を受入れるものであり、特定国と日本との間に特別な取極を結ぶこと から、一般の個別研修とは区別している。

集団研修方式、個別研修方式を比較すれば、前者がある分野についての全体的・包括的な研修に適しているのに対し、後者は特定の科目について深く研修するのに適しているといえる。集団研修、個別研修及び特別研修の特徴は下表のように整理することができる。

	長 所	短 所
	① 多数の国から同時に多人数の	① コースのカリキュラムが1つ
	受入れが出来る。	であるため研修員個々の要望が
集団研修	② あらかじめ研修の体制が整っ	かなえられ難い。
	ている。	② 研修期間も一定で変更出来な
	③ 研修員相互の情報交換が出来	い。
	る。	
:	① 研修員個々の要望にそった研	① 同時に多人数の受入れが困難
個別研修	修が出来る。	である。
	② 研修期間も研修員の要望に合	② 業務上手間がかかる。
·	わせやすい。	
	① 同一国より集団で事前のオリ	① 同時に多人数を受入れるため
	エンテーションを受講してくる	受入企業が多岐にわたり、準備
特別研修	ので、研修員としての自覚や仲	期間が充分必要となる。
(マレイシア	間意識がある。	② 関係省庁、団体、受入企業等
東方政策、	② 事前に日本語研修を受講して	が多岐にわたり、研修コースも
韓国産業技	くるので、日本での生活や研修	個々の特別コースのため業務上
術他)	に入りやすい。	手間がかかる。
	③ 研修内容が本人の要望を入れ	
	た特別のコースである。	

三つの方式について、さらに説明すれば次のとおりである。



特別日墨交流日墨交流計画

意欲にあるとし、同国の急速な経済・社会及び産業基盤の確立にあたり、日本を学ぶことは不可欠であるとしている。この中核となっているプロジェクトが、日本(韓国)への産業技術研修員の派遣計画である。わが国の民間企業等へ産業技術研修員を送り出し、各種技術を修得させる特別な計画に基づく技術研修。なお、研修の円滑化及び効果を高めるため、研修員は来日前7ヶ月間の日本語集中研修を受けることになっており、この研修実施のため日本側より講師が派遣されている。

…「日墨交流計画」は、昭和46年、メキシコのエチェベリア大統領(当時)が提案した両国の文化交流の一環として年間 100名を10ケ月間づつ相互に受入れようという計画に基づいて発足した。

近年、メキシコ側の事情により受入数が減少し、昭和58年度からは年間50名づつに、昭和60年度からは22名づつとなった。 メキシコ側研修員はコンピュータ技術等を中心とした技術研修に参加する。

なお、日本側参加者は、会社員、教員、公務員、学生等で、スペイン語をはじめラテン・アメリカの政治、文学、歴史、地理、 経済等をメキシコ・シティ等で研修する。 …昭和58年1月中曽根総理訪韓の際、全大統領より中小企業の技術者を日本の企業 で研修させたいとして要望があり、昭和

韓国技術者 研修計画

韓国農水 産物 流通計画 59年度より各企業で3ヶ月ないし6ヶ月 の研修を開始している。

…昭和59年9月全大統領来日の際、農水関係個別会議で農水産物専門流通従事者を養成したいとして研修の受入要望があり昭和60年度より日本の農水産物の流通制度・施設の管理、運営等について研修を開始している。

パキスタン 人造り 計画

…昭和58年7月及び59年5月にわたる中曽 根総理・ハック首脳会議に於いて「マレ イシア東方政策」を念頭に置いた技術者 の研修要望があり、昭和60年度より先進 工業分野の研修を開始している。

ブルネイ 人造り 計画

…昭和59年7月ラーマン開発大臣より「マルイシア東方政策」を念頭に置いた若年技術者のレベルアップを図りたいとして研修の要望があり、昭和60年度より運輸・機械分野について研修を開始している

日本· ASEAN 科学技術 協力計画 研修の要望があり、昭和60年度より運輸・機械分野について研修を開始している。
・・・昭和58年5月中曽根総理がアセアン諸国
訪問の際、日・アセアン間で科学技術面
の協力を提唱した。右に基づき外務省は
アセアンのCOST(科学技術委員会)
と協議し、昭和60年5月末にバイオテク
ノロジー、マイクロエレクトロニクス及
びマテリアルサイエンスの3つの分野に
つき技術協力を実施するとし、同年度よりバイオテクノロジーとマイクロエレクトロニクスの2分野に係る研修員受入を
開始し、マテリアルサイエンス分野は昭
和62年度より開始した。

4. 研修分野

研修分野は、稲作から、原子力の平和利用まで、広範、かつ多岐にわたり平成元 年度集団コースの業種別コース数を示せば次のとおりである。

業	種		名	コース	数	比 率
開	発	計	画	4		1.4%
行			政	41		14.2
公	益	事	業	4		1.4
運	輸	交	通	23		8.0
社	슸	基	盤	17		,5.9
通	信・	放	送	27		9.3
農			業	24		8.3
畜			産	5	:	1.7
林			業	. 4		1.4
水			産	11		3.8
鉱			業	6	1	2.1
エ			業	47		16.3
-r	ネル	ギ		13		4.5
商	業・	貿	易	8		2.8
観			光	1		0.3
人	的	資	源	9		3.1
科	学 ·	文	化	5		1.7
保	健・	医	療	33		11.4
社	会・	福	祉	7		2.4
	合	計		289		100.0

5. 受入機関

集団研修、個別研修ともに、研修コース自体は、国やその他の関係機関に実施を お願いしているものが多い。平成元年度の集団コースを例にとり、受入機関別実施 コース数を示せば、次のとおりである。

区 分	コース 数	比 率
国家機関	114	39.4%
地方公共団体	24	8.3
公 益 法 人	84	29.1
民間	28	9.7
国際機関	6	2.1
JICA	33	11.4
合 計	289	100.0

6. 受入 実績(昭和62年度)

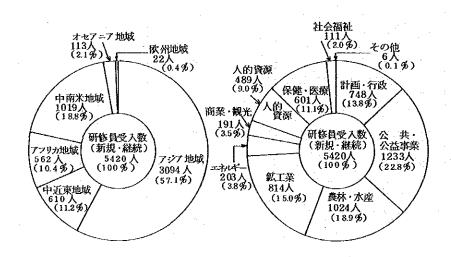


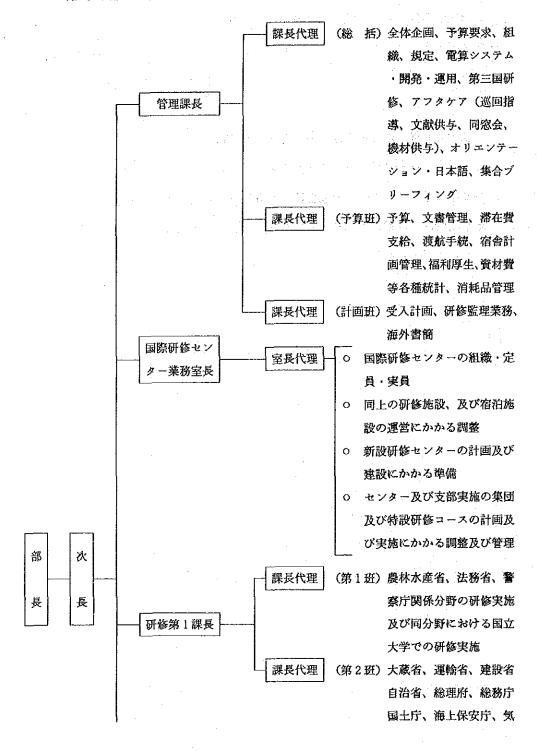
図1 昭和62年度地域別研修員受入状況 図2 昭和62年度分野別研修員受入状況 (注) 第三国研修及び青年招聘を除く

7. 来日中の研修員に対する再要請の受諾に伴う受入人数の統計上の取扱いについて

昭和52年2月2日 部内決裁 B2-5

標記の取扱いについては、従来必ずしも明確でなかったが、外務省とも協議の うえ、今後は当初受入計画に基づく受入れをもって統計上の受け入れ人数とし、 再要請に基づく研修期間の変更は、研修科目の変更を伴う場合も含み、全て単な る当初受け入れ期間の延長として取扱い、新規受入人数として計上しないことと したので了知されたい。

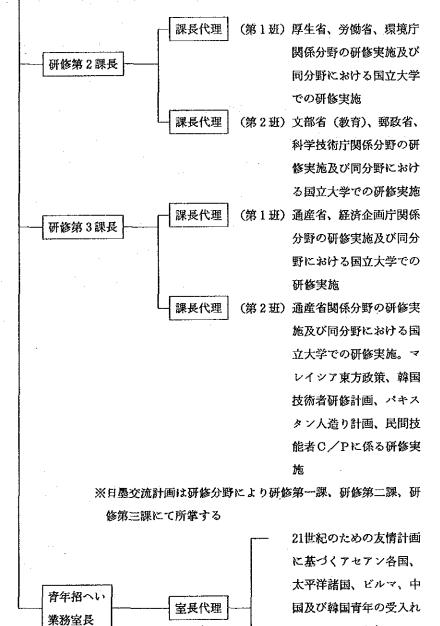
8. 研修事業部の組織及び所掌業務



象庁、消防庁、人事院、 会計検査院関係分野の研 修実施及び同分野におけ る国立大学での研修実施

アフタケア・評価

※研修第二課及び研修第三課の所掌に属しない分野の研修実施



※青年招へい計画とは……21世紀に向けて、日本と途上国諸国との友好と協力の関係を、より強固かつ実りあるものとするため、未来の国造りを担う各国の青年をわが国に招へいし、日本の同世代の青年との交流を通じ、相互理解を深め、真の友情と信頼を培うことを目的とし、昭和59年度より開始され、昭和62年度までに3,389名の受入れを実施した。昭和63年度については、アセアン各国から800名(ブルネイ50名)、太平洋諸国から90名、ビルマ10名、中国、韓国から各100名計200名、合計1,100名を招へいすることとなっている。

第2章 研修員受入業務の流れ

1. 受入手続(受入回答まで)

昭和59年度から原則として、年度実施計画の作成と相手国への通報は外務省が行い、実施段階の業務については外務省からJICAに委譲されることになり、業務の連絡はJICA本部-JICA事務所-相手国政府のルートにより実施することとなった。

上記ルートは、下記26ヶ所のJICA事務所の所轄する36カ国を対象とし、それ 以外の国については、従来どおりJICA本部-外務本省-在外公館-相手国政府 のルートで実施する。

業務委譲の対象事務所……タイ、フィリピン、インドネシア、マレイシア、シンガ
ボール、中国、バングラデシュ、ビルマ、スリランカ(モ
ルディブ兼轄)、ネパール、インド、パキスタン、サウディ
・アラビア、エジプト、ケニア(ウガンダ、セイシェル、ソ
マリア兼轄)、タンザニア、ブラジル、メキシコ、パラグア
イ、ボリヴィア、アルゼンティン、コロンビア、チリ、ド
ミニカ (共)、PNG (ソロモン兼轄)、フィジー (トンガ、

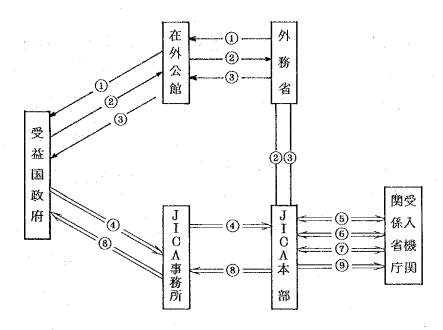
ヴァヌアツ、ツバル、キリバス、ナウル兼轄)

(準備段階;→で表す。以下同じ。)

- ① 次年度の集団コースについて要望調査。
- ② ①の調査に対する回答。
- ③ ②の回答に基づき各省庁との間で実行計画について協議。 外務省・事業団は実施計画(実施コース、国別割当)を策定。
- ④ 外務省は国別割当数を各在外公館へ通報(コース別)。

(受入手続;→で表す。以下同じ)

- ⑤ 集団コースのG. I. 送付(コース開始6ヶ月前)
- ⑥ 研修実施要領の作成 (研修内容を具体的につめたもの)
- ⑦ 研修経費実行予算書の作成(前年度の2月~3月頃)
- (8) 要請書 (A 3 フォーム) (G. I. に応募締切日記載) 提出
- ⑨ 受入可否について協議(資格条件、コース定員、国別割当数に留意)
- (0) 受入回答及び航空券送付
- ⑪ 研修依賴
 - ※AフォームにはA2フォーム(要請内容を記した application form)とA3
 フォーム(候補者の履歴を記した nomination form)の二つの様式がある。集
 団コースは研修内容が予め決められているのでA3フォームのみ、個別研修
 はA2フォームとA3フォームを提出する。(ただし、コロンボ計画地域で
 は両フォームを統一したA2-3フォームを使用)
- (2) 個別研修(単発、カウンターパート)



(準備段階)

- ① 次年度の個別研修について要望調査。
- ② ①の調査に対する回答。
- ③ 外務省・事業団は実行計画(国別割当)を策定し、各在外公館へ国別 割当数を通報(単発、カウンターパート別)。

(受入手続)

- ④ 要請書 (A2・A3フォーム及びA2-3フォーム)提出。
- ⑤ 受入可否について協議(国別割当数、予算、受入機関の有無に留意)
- ⑥ 研修プログラム作成
- ⑦ 研修経費実行予算書作成
- ⑧ 受入回答・航空券送付
- ⑨ 研修依頼
- (3) 個別研修(国際機関)

基本的には上記(2) の受入手続に準ずるので、「受益国政府」を「国際機関」に

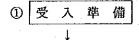
置き換えたものとなる。ただし、準備段階(①~③)の手続は実施しない。

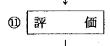
(4) 特別研修

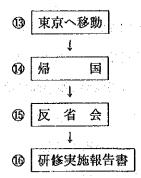
上記(2)の受入手続に準ずる。

2. 受入手続(受入準備から研修員帰国まで)

(1) 集団研修







(各項目の説明)

① 受入準備

受入先及び研修監理員と密接な連絡をとりつつ、コースの円滑な運営をはかる。

- イ、研修経費実行予算額の決定
- ロ、テキスト、カントリーレポート等の作成
- ハ、講師依頼、見学依頼等の文書発信
- ニ. 研修旅行の手配(旅費起案、キップ、ホテル、バスの手配、同行依頼文書 の発信)
- ホ. 研修経費の支払い(委託方式)の場合は、研修開始前に委託先に研修経費を一括して支払う。その際1件160万円以上であれば契約書を作成する。ただし、160万円未満であっても、委託内容が複雑で定型化されていない場合あるいは委託先の要望がある場合は契約書を作成する。

② 研修員来日

- イ. 研修員は、新東京国際空港に到着した時点で入国手続及び通関終了後、北 あるいは南ウイングか、いずれかのミーティングサービスカウンターに行き、 東京シティ・エアーターミナル(TCAT)行きのバスの乗車券を受取る。
- ロ. ミーティング・サービスカウンターは午後10時に業務を終了するため、それ以後に到着する研修員は、日本航空のアライバルインフォメーションカウ

ンターに行き、TCAT行きのバスの乗車券を受取る。

- ハ、空港よりTCATまでの所要時間は通常約70分。
- ニ. 事業団指定の旅行業者が研修員をTCATで出迎え、事業団の指定する宿舎へ案内する。
- ホ、旅行業者は管理課の渡航担当者へ、来日確認を連絡。
- へ、研修担当者は、管理課渡航担当者に来日を確認する。
- ③ 集合ブリーフィング((財) 国際協力サービスセンターに委託) TICで1日実施。但し、沖縄センターが実施するコースについては同センターが実施する。
 - イ、諸手当の説明
 - ロ、パスポート・ビザの確認
 - ハ. Register form の記入指導と記入済みの同 form を研修担当者へ渡す。
 - ニ. 諸手当 (クイック・カード) 支給
 - ホ、各研修員の航空券を取りまとめTIC会計課へ渡す。
 - へ、メディカルカードの発行
 - ト. 生活オリエンテーション
- ④ プログラム・オリエンテーション研修プログラムの説明
- ⑤ ジェネラル・オリエンテーション
 TICで3日間実施。但し、八王子センター、名古屋センター、沖縄センターが実施するコースについては、各センターが実施する。

研修機関の都合によりオリエンテーションを実施しないコースもある。

- ⑥ 研修先移動地方研修機関受入れの場合
- ⑦ 外国人登録

滞在期間が90日を超えるもの

⑧ 帰国準備

- イ.旅行業者は帰国約1ヶ月前に研修員と帰国日程を打合わせ、必要な手続き をとる。
- ロ. 帰路変更、私的滞在等の申請があった場合は、研修担当者は必要な手続き をとる。
- ⑨ 終了証書作成

所期の研修目的を達成した研修員に対し、総裁の署名による終了証書を発行 する。

① 評 価

- イ、研修員からファイナルレポートを提出させる。
- ロ. 最終評価会の開催(長期コースの場合は、中間評価会を実施することもある。)
- 九難閉 (1)
- ⑩ 東京へ移動(但し、大阪センター及び沖縄センターで実施するコースの研修員は、大阪ないし那覇国際空港から帰国することもできる。)
 - ⑤ 帰 国旅行業者が研修員をTCATへ見送る。

 - ⑤ 研修実施報告書 所定のフォームにより報告書を作成する。(第9章参照)
- (2) 個別研修

原則として、集団研修の受入手続に準ずるが、閉講式は実施しない。

3. 決裁文書等の流れ

#	麗	米	:							+ 1 ½+	
咏	仲	單單	#	33	က	ო	င	က	3	က	3
咏	April —	期 智	併	1	1	1	н	r-t		. ⊢ 1	p1
貌 報		1. P									
1081	\$	核数									
脚		ቝ	100	*	*						
恕	:	政				*	*	*	*	*	*
×		威				<u></u>					
	點	一点								, (O)	(O
tnV:	114	謀威大聯	ă î			. :				.0	. O
黙	予算· 獲航班	早期			_					O	0
畑	作彩	担当							· ·	0	0
∯ou	画斑	謀吳代理				11				Ö	O
	計庫	阻测								0	0
לאש	艦	рX		0	0	. 0	· O	0	• • ©	0	0
艦	1 23	吳代理		0	0	Q	0	0	0	O	· O
蓹	掛	政		.Q	0	0	Q	0	(0)	• Q	Q
臣	桕	脈		0	0	0	0	0	0	0	0
		红		奪	튶	政		政	. *.	- 英	, pX
		発信者名		猫	煙	研修課長		報		路	മ
4	a a	代		政	対	фa		政		或	政
		C24		<u>@</u>	匝	婚		智		技協課長	協力課長
†	×	谣	!					- Au		14.)	नेस्य
	关	以 魯 名		技術研修員の受入れだついて (各省庁用)	技術研修員お受入れだついて (文部省用)	技術研修員の受入れだついて (通産省用)	研修依頼について (公的機関及び国立大学用)	研修依頼について (J R 用)	研修依頼 に ついて (民間) 用)	受入通知物 (集団研修の場合)	受入通知密 (個別研修の場合)
₫				受入依頼(技	叔)	#2	研修依頼()	(4)	臣"	外務回答(W

Г	#)			<u> </u>			· · · · ·				
}	嗂	作	報 題	併	м М	· · ·	m	က	m	က	m	က
}		₩ W	翠 麗	併			p=d	П	F1	r-1		
	黐		一									
-	扇											
-	聞		静					·····				
	船	-	政		*	*	*	*	*	*	⊗	8
H	×		政									
		嚴	疄									
	_,,		謀威代盟									
- 1	點	予算・ 液気斑	黑细	-								
-1	脚	上 敬	展 知									
	f in	画班	黎或代盟	: .								
		計画	型 ៕			7						
	mid.	默	t _k t		0	0	0	0	©	0		0
	跳	點:	長代理		0	0	.0	0	. O	0		0
1	裲	岜	或		Q	٥,	0	0	Q	0	Q	0
	声	柮	脈		0	0;	0	0	0	0	0	0
			発信者名						·	·	総裁	総機
		Ē	先			<u> </u>						
		·	第 9					·			新	法務大臣
	4		每		戸移協力依拠にしいた (米 Ⅱ 恒)	 	見学依頼について (米 日 前)	見学体類について (来 日 後)	(見学佐頼礼状)	研修旅行同行依頼についた	魯	N
			¥		中	卑够路力 (米 ロ	見学依嫡? (米 日	見学依頼》 (来 日	(見学伎	叶	証明	· 选
			₹		单 物 数 数	"	見学依頼		見学依頼 礼 状	同行依頼	残留期間 更 新	"

	#		妝								2.	
	咏	体	海 智	舟	8	ന	က	33	က	က	m	m
	象		報 置	争		r1	I	red :		Н	rrj	r -H
	緣		報				<i>5</i> 4		 			
	遥											
	関		·									
	恕				· .			*	*	8	⊗	8
	*		政			*	8			0	0	0
		點	承		_				0	0	0	0
			謀威代盟					 . •	0	0	0	0
	盤	子類· 被航班	田 油		0							
		小墩	田 ៕						Q	0	0	0
	≨an .	掛	謀成代期				0	0	©	O	0	0
		温温	型 ៕		0		·	0	Q	0	O	0
	=V	點	啉		*	0	0	0	0	O	0	0
	黙	黙	水代 理		0	0	0	0	0	0	0	0
	印	掛	啉		(0)	0	(Q)	O	О	Ο	0	0
	臣	甜	IIK		0	0	0	0	0	0	0	0
			海 公		Ħ	飒	展	監理課長				
			発信者:		圍	鉛	絽	路通				
	ŧ	į į	光		斑	ど夕局スー段	ビタ周スー長	日海				
-]	×	低		匣	キャ 色 ーン笼	サセトサーンを	T I 業務,				
	1 7	٦ 				柳		· ()	·	:		
	4	数 :	绐	•		ンダーの霧中倍端	铷	· · · · ·				4. 14.
						ン 郊郷	夜	智园				1
	*	K	樹		類	171	層	器区区		(a)	(回)	@
			×		第	2	関	五本 一級	香 黎	題題	图影	斑
	 				受入手統依賴懿	集かえ	研修監理員配置依頼	TIC日本語游習 (公的機関及び国立大学用)	電信発信案	(一期問国何)	(一時帰国间)	(期間延長旬)
		4	R			L	員額	温 湿	₩	Ħ	Ħ	哟
					受入手統	グレン イン・ グン を を	型	₩	īpī	军期帰国	一時帰国	期間延長
	L	<u>[</u> 2	Ŋ	نـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	FIX	レレ袋	閣 农	四糖		山	. 1	₩

咏	佈	報 記 水	H	m	ю. С	က	○ ※	් ක් 3	က	ო	
	66.		भ		·	F-4		1 .			F4
麻	E m	報 端	्य							. , ,	
※			ļ	<u> </u>				<u> </u>			
圖	\$			*							
開		神		**			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	۶ ۴ ۳		0	
恕	·i	ink		-			0			0	
⅓				<u> </u>						0	
	醫	TX.		ļ	·		0	0			
點	で発・斑・	四 2m 解成 代 副	<u> </u>		<u>.</u>		0	0		0	
畔	子算· 後航班	開知	<u> </u>	<u> </u>				0			
≨ m .	}+-:	田 川	 				0	0]
	計画班	以 成 代 型									
	1	開測		\			0	0	673		
絽	然	政		<u> </u>	*	*	0	0	⊗	0	⊗
糆		長代理		0	0	0	0	0	0	0	0
串	掛	政		0	Q	0	0	0	0	0	0
	型	IIK 		0	0	0	0	0	0	0	0
		発信者名							字 物 默 政	総	
	<u>şı</u>	名							以 記 第 章		
Í	※ 数 <i>X</i>	故。		交通費請求醬(職員用)	Form of Application for (研修員用) Commutation Allowance	会談費使用申請容	研修実施報告権 (集団コース・個別)	(G. I 作成伺)	昭和 年版 コース・インフォメーションパンこと	(研修指導者發展信)	(開業大祭内)
	\$ <u>\</u>			少公局	11	多多級額	研 修 実施報告	G. I 作	G. I 送什依顧	游 湖 柳 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬	路案辭人內

#	医	淅			· _	
咪	仲	期 阿	枡	က	3	က
吹	\$m	野 配	种	ī	rt	
鑁		報			8	
副総裁					0	
畑		梅			0	⊗
鹎		飒			0	0
Х		或			0	0.
	黙	或		*	0	0
mk.	新 新 井	謀契代理		0	0	0
鰥		足当				
剛	炉 搬	型当		Ó		
類印	画班	驟熨代理			0	0
.	計画	服 知			0	.0
mŁ	脳	政		.0	00	0
器器		吳代理		0	0	0
蓹	掛	或		0		0
阜	型	訓		0		. 0
		発信者名				
ŧ	\$I	光			~	
×		海				
•	,					
経		Ýū			級)	新級)
张		柳		御御	阅阅	解)
		X		個別実行計画魯	(传通伺)	(传遇伺)
X ÷				個別実行計 画計	金 题 向	n n

別孫注意專項:

(1) 〇 … 蝎臼や苗小。

(2) ◎ … 決裁権者ではないが、認印を押すことにより、決裁権者が得られたものとする。

(3) ※ … 決裁権者であるが、承認印を省略する。

(4) ⊗ … 栄敷権者であり、承認日を辞す。

4. 研修員受入計画作成の手順

集団研修コース及び個別研修の年間受入れ枠の策定にあたっては、下記のプロセスをたどり決定される。なお、年間計画策定の作業は、管理課受入計画班が中心となってとりまとめにあたる。

(1) 集団コースの場合

時期	国際協力事業団	外 務 省
5月	国内センター・支部に次年度集団コースの要	
	望調査提出を依頼	
	次年度受入計画策定のための集団コース要望	
	調査記入表を作成(印刷)	
6月	上記調査表を外務省に提出 ―――	
		調査表を在外公館に送付
		(9月中旬までの回答依頼)
7月	国内センター・支部からの集団コースの要望	各省に対し次年度の集団コー
	とりまとめ	スの設置要望調査
9月	在外公館・各省庁からの要望詞	場査の集計・とりまとめ
	各省	議
10月	上半期実施集団コースの設置及び同国別割当	·
	表JICA案の決定 ―――――	
	e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	各省と協議のうえ最終決定
11月	下半期実施集団コースの設置及び同国別割当	·
	表JICA案の決定	
·		各省と協議のうえ最終決定
2月	上記決定をふまえ	
	① 集団コース実施計画表(和文・英文)	
	② 集団コース国別割当表	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3 OUTLINE OF THE GROUP TRAINING	
	COURSE IN JAPAN の作成(印刷)	
3月		在外公館に配付

(2) 個別コースの場合

(2)	個別コースの物質	
時期	国際協力事業団	外 務 省
5月	次年度受入計画策定のため下記調査を作成	
	(印刷)	
	① 個別研修(単発)要望調査記入表	
	② 個別研修(カウンターパート)要望調査	
.	記入表	
6月	上記 2 種の調査表を外務省に提出	
		調査表を在外公館に送付
		(9月中旬までの回答依頼)
7月	各事業部に次年度カウンターパートの要望調	各省に対して次年度の単発・
	査提出を依頼	特設コースの設置要望調査
9月	各事業部からのカウンターパートの要望とり	:
	まとめ	
	在外公館・各省庁からの要望調査の	の集計・とりまとめ
	各 省 協 議 (単発	・特設コース対象)※
10月	事業部別協議(カウンターパート対象)	
1月	事業部別カウンターパート割当数JICA案の	の決定
	国別単発割当数JICA案の決定 ――――	
	機関別国際機関割当数JICA案の決定 ―	
	事業部別カウンターパート、国別単発、機関短	別国際機関割当数の最終決定
2月	上記決定をふまえ	
	XX 国別カウンターパート・単発、機関別国際機	
	関割当表の作成(印刷)	1
3月		在外公館に送付

- ※ 集団コース各省協議と合同で実施する。
- ※※ 但し、カウンターパートについては、全受入計画数の80%を目途に、 先方政府に対し9~10月頃に早期通報の予定である。

第3章 集団研修コース研修員の受入 I

(G. I作成~研修開始)

1. G. Iの作成・送付

(1) G. I

集団研修コースは、わが国が開発途上国に募集するもので、G. Iにはその内容等を記載する。G. Iは、わが国が相手国政府に提示するコースの"募集要綱"であり、細心の注意をもって作成しなければならない。

記載項目はコースにより若干異なるが、おおむね次のとおりである。

- (1) コース概要
- ② 目 的
- ③ 資格要件
- ④ 研修期間
- ⑤ 応募手続、期限
- ⑥ 研修機関、宿舎
- ⑦ 諸 手 当
- ⑧ 諸 規 則
- ⑨ カントリー・レポート
- 00 カリキュラム
- (2) 研修ニーズの把握

集団研修コースの研修ニーズは次の方法により調査され、それにもとづきコースの新設や既存コースの改廃を行う。

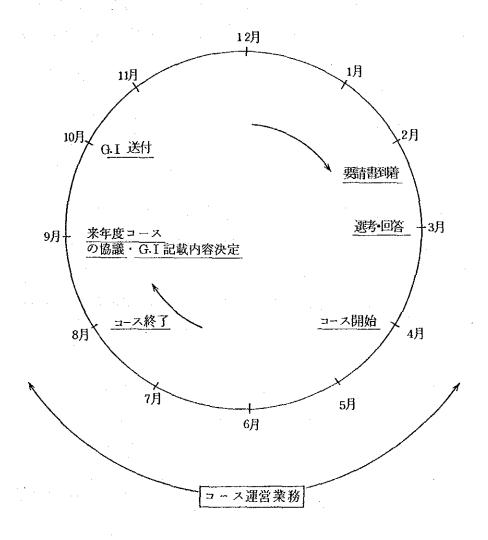
- ① 外務省が在外公館を通じて実施する開発途上国の要望調査
- ② 各省庁をはじめ関係諸機関の情報
- ③ 事業団が実施する巡回指導チームの調査報告

- ④ コース終了時の評価
- ⑤ 研修員のファイナルレポート

研修事業部として研修ニーズを主体的に把握するにはどうすべきかという問題は、研修目標・研修実施要領の設定及びそれが達成されたかどうかの評価の問題と深くかかわっている。より質の高い技術協力を目指すためには、ニーズの把握が出発点であることを認識し、G. Iを作成する段階では、可能な限り詳細な研修カリキュラムを提示し、参加諸国に対し、自国の必要性に合致したコースであるか否かを判断する材料を提供する必要がある。

(3) 集団研修コースの実施サイクル

4月開始で8月に終了する集団研修コースを例にとり、業務の流れを図示すれば次のとおりである。



● 通常1人の担当者は開始日の異なる5コース以上を担当し、又、同時に個別受入も行うため、上記の業務は重複することになる。

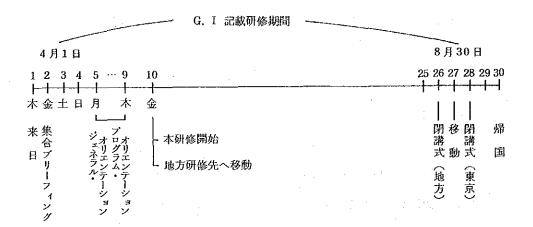
(4) G. Iは、原則としてコース開始日の6カ月前に送付する。

したがって、印刷・製本に要する時間も勘案のうえ、事前に研修機関と前広に G. Iの記載内容を打合わせる。研修機関との打合わせの遅れは、G. Iの送付 の遅れとなり、結果的には要請件数が少ない、資格条件に十分合致した研修員が 集まらない、遅れる等コースの運営に影響が出る。G. I作成手順は次のとおり。

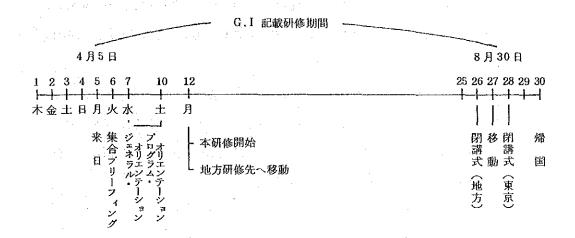
- ① G. I記載内容打合わせ
- ② G. I 原稿作成
- ③ G. I 案作成
- ④ 決 裁
- ⑤ 発 注
- ⑥ 校 正
- ⑦ 印刷完了
- ⑧ 外務省へ送付

なお、G. Iの原稿が和文の場合、英訳にあたっては専門用語等について研修 機関に確認する。

- (5) 研修期間の決め方
 - ① Aグループ (木曜来日)



② Bグループ (月曜来日)



- G. I記載の研修期間には、技術研修期間に研修開始前の集合ブリーフィング、プログラム・オリエンテーション及びジェネラル・オリエンテーションの必要日数と終了後の帰国準備日(場合によっては移動日)を加える。
- 原則としてジェネラル・オリエンテーションは全てのコースにおいて実施することとする。
- 東京などへの移動の必要のない場合は、閉講式終了後、2~3日の帰国準備 期間があればよいが、地方の場合は、移動のため4~5日間必要。
- o 受入期間と研修期間の相違

「受入期間」とは、研修員が本邦に到着した日から事業団が指定する帰国日 までの期間をいう。

「研修期間」とは、事業団が設定した研修開始日から研修終了日までの期間をいう。

ただし、これは研修員に対する手当支給基準による定義である。

- (6) G. I作成上の留意点
 - G. Iの作成にあたっては、旧年度のG. Iの内容をそのまま使える場合が多

いが、受入期間、要請書提出締切日、回答日、滞在費等は、旧年度と異なる。締切日は通常、コース開始日の2カ月前であるが、G. Iの作成が遅れ、要請書の送付が遅れると予想される場合は、短縮する必要がある。その場合は、回答日も変更する。

カントリーレポートや Questionnaire の提出を義務づけておきながら、その内容について指示がないなど、欠落がないかを注意する。G. I(案)がまとまったら、決裁後G. Iを「インフォメーション作成依頼」に添付し、管理課へ回付し、印刷に付する。表紙の色は年度ごとにかえる。

(7) G. I 作成部数の決め方

作成部数の算出方法は次のとおり。

○ 各関係先からの希望が多いため、JICA分として20~30部を留保する。

(8) 校 正

発注後1~2週間でゲラ刷りがあがる。<u>校正には細心の注意をはらう</u>。特に旧 年度と変わったところや、表紙のミスを見落とすことがある。

(9) 送付前のチェック

印刷業者から G. I が納品されてきても、そのまま送付してはいけない。校正 で手を入れた箇所、表紙、ページ番号、又、多種類の G. I を 1 つの業者に発注 するため、校正をやっても製本の段階で他の G. I のページと入れ違っていたり するため、再度調べる。

(11) 直接交信国以外の国への送付

担当者は、次の部数を送状に付して業者を通じ外務省技術協力課(旧館5階)

に送付する。

送付部数 = 割当国送付数 + 外務省分3部

送状 --- 「G. Iの送付について」研修課長名で外務省技術協力課(課長 宛、割当国リストを添付する)

送付要領は次のとおりである。

- ① 担当者はG. I作成依頼時に、必要部数内訳を業者に渡すこととし、その内 訳に国別送付部数を添付する。
- ② 業者がJICA分等を納入したとき、担当者は外務省宛G. I送状(本信及 び写)を業者に渡す(送状の日付は業者が記入する)。
- ③ 担当者はG. Iを最終チェック後、業者に外務省搬入を指示する。
- ④ 業者は国別に仕分けし、部数表示したG. Iを外務省に納入し、外務省担当 官よりG. I送状(写)に納入確認印をもらう。
- ⑤ 業者は送状(写)を担当官へ届ける。
- ⑥ 割当国送付部数

集団コースG. Iの割当国への送付については、今後下記により実施することとする。

記

- ④ G. Iは原則として大使館宛10部送付する。
- 砂 被兼轄国に対するG. I 送付の際は、別添発送一覧表に記載のとおり、被兼 轄国名を明記する。

経協技 合第 号 付属空便(行)

(件名) 研修員受入(集団

本信送付先〇

公館

	<u> </u>	
アジ	ア・地	域
インド	大	
インドネシア	大	
ヴィエトナム	大	
シンガポール	大	
スリ・ランカ	大	<u> </u>
タイ	大	
大韓民国	大	
	大	
ネパール		
パキスタン		
バングラデシュ		
ビルマ		
フィリピン		
ブルネイ		
マレイシア		
モンゴル		
ラオス		
L 査汚	総_]	

中南米	
アルゼンチン	大 大 大
ヴェネズエラ	大
ウルグアイ	大
ウルグアイ エクアドル	大
エル・サルヴァドル	大
キューバ	大
グァテマラ	大
コスタ・リカ	大
コロンビア	大大大大大大大
ジャマイカ スリナム	大
スリナム	大
チリ ドミニカ (共) トリニダッド・トバゴ	
ドミニカ (共) トリニダッド・トバゴ	大
トリニダッド・トバゴ	太_
ニカラグア	大丨
ハイテイ	大
パナマ	_ 大
パラグァイ	大
ブラジル	大
クリチバ	総
サン・パウロ	_総上
ベレーン	総
ポルトアレグレ	総
マナオス	総
リオ・デ・ジャネイロ	総
レシフェ	総
ペルー	大工
ボリヴィア	大【
ホンデュラス	大上
メキシコ	大

	北	米	地	域	
アガナ			総		

欧	州	地	域	
ギリシャ		大		
ポルトガル		大_		
ユーゴースラヴィ	<u> ブ</u>			
		大_	L	

大	洋 州	地	域	l
ソロモン	10 10 10	大	15.53	
ニュー・ジーラ	ンド	_大]		
パプア・ニュー	ギニア	大]	·	
フィジー		大	- 11	

中 近 東	地	域
アフガニスタン	大	
アラブ首長国連邦	大	4. 1
イエメン	大	
イラク	大	<u> </u>
イラン	大	
オマーン	大	<u>:</u>
カタル	_大_	<u></u>
クウェイト	. 大!	
サウディ・アラビア	大	
' 〈リアド〉		<u> </u>
ジョルダン	大	
シリア	_大_	
トルコ	_太.	
バハレーン	大	
南イエメン	大	<u> </u>
レバノン	大	

		· · · ·			<u></u>
	アフ	IJ	カ 地	域	
アルジェリ	ア		大		
エジプト			大		
エティオヒ	' ፖ		大		
ガーナ			大		
ガボン			大		
ギニア			大		
ケニア			大		
ザイール			大」		
ザンビア			大		
ジンバブエ			大		
スーダン			大		
セネガル			大		
象牙海岸			大		5
タンザニア	•		大人		
中央アフリ			大		
テュニジア	•		大】		
ナイジェリ	ア		大	_	
マダガスカ	ルル		大		
モロッコ			天丁		
リベリア			大		

兼轄公館及び被兼公館名

管轄公館名	被管辖公館名
アガナ総領事館	在ミクロネシア大使館
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	在バラオ大使館
H .	在マーシャル大使館
在インド大使館	在ブータン大使館
在スリ・ランカ大使館	在モルディヴ大使館
在タイ大使館	在カンボディア大使館
在ヴェネズエラ大使館	在ガイアナ大使館
在ドミニカ共和国大使館	在バハマ大使館
在トリニダッド・トバゴ大使館	在アンティグア・バーブーダ大使館
<i>u</i>	在グレナダ大使館
$\boldsymbol{y} = (\boldsymbol{y}, \boldsymbol{y})$	在セント・ヴィンセント大使館
n e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	在セント・ルシア大使館
u .	在ドミニカ大使館
ıı .	在バルバドス大使館
n.	在セント・クリストファー・ネーヴィス大使館
在メキシコ大使館	在ベリーズ大使館
在イタリア大使館	在マルタ大使館
在ノルウェー大使館	在アイスランド大使館
在フランス大使館	在ジブティ大使館
在ユーゴースラヴィア大使館	在アルバニア大使館
在ニュー・ジーランド大使館	在西サモア大使館 在ヴァヌアツ大使館
在フィジー大使館	在キリバス大使館
"	在トゥヴァル大使館
n n	在トップテル人に語
"	在ナウル大使館
でレバノン大使館	在サイプラス大使館
在ガボン大使館	在カメルーン大使館
12.7.7.7.人C店 ル	在サントメ・プリンシペ大使館
"	在赤道ギニア大使館
"	在チャード大使館
在ケニフ大使館	在ウガンダ大使館
"	在セイシェル大使館
H	在ソマリア大使館
n n	在マラウイ大使館
在ザイール大使館	在コンゴー大使館
n	在プルンディ大使館
<i>u</i>	<u> 在ルワンダ大使館</u>
在ザンビア大使館	在アンゴラ大使館
u .	在スワジランド大使館
n .	在ボツワナ大使館
n	在レソト大使館
在ジンバブエ大使館	在モザンビーク大使館
在セネガル大使館	在カーボ・ヴェルデ大使館
n .	在ガンビア大使館
	在ギニア・ビサオ大使館
The Control of the Co	在マリ大使館
II	在モーリタニア大使館
在象牙海岸共和国大使館	在ブルキナ・ファソ大使館
<i>u</i>	在トーゴ大使館
<i>II</i>	在ニジェール大使館
H the second of	在ベナン大使館 エニーエー 佐娘
在マダガスカル大使館	在コロモ大使館
11	在モーリシャス大使館
在リベリア大使館	在シェラ・レオーネ大使館

(注) 被管轄公館名の米印は実館

2、要請書の到着

(1) 要請書

要請書(A2フォーム、A3フォーム又はA2-3フォーム)は、相手国から 外交ルートを通じて提出されている研修員の受入れ要請文書である。

A2フォームには、要請の背景、研修の目的、内容、レベル、人数、期間などが記載されている。A3フォームには、相手国が研修員として指名する候補者の 履歴が記載され、先方のしかるべき人が候補者の履歴、健康、英語力を保証する 形式をとる。

コロンボ計画地域以外の地域ではA2フォーム、A3フォームを使用し、コロンボ計画地域では両者を一つにまとめA2-3フォームを使用する。

個別研修の要請には、A2及びA3フォームが必要であるが、集団研修の場合は、研修内容が予め定められているのでA3フォーム(コロンボ計画地域ではA2-3フォーム)のみが提出される。

(2) G. I送付後、コース開始日の約2カ月前から要請書が到着し始める。受入機 関へ必要部数を送付し、手元には最低必要部数(1ないし2部)を残す。要請書 の送付が遅れる場合、取りあえず候補者の氏名、年令、略歴を在外公館を通じて 通報してくることがしばしばある。この場合、在外公館からの公電という形をと るが、公電を要請書に代わるものとみなし、資格要件が適当ならば、要請書の到 着を待たずに受入決定を行うことがある。

すべての割当国から要請書がくるとは限らない。候補者がない旨通報してくる 国もあれば連絡のない国もある。

締切日を過ぎても要請書の接到がない場合は、割当国へ応募の意思確認をする。 なお、割当国でない国から要請がある場合、外務省や受入機関とも協議のうえ、 予算、定員、資格要件などを検討し、可否を決定する。受入れる場合は、その国 に対し追加割当という形をとる。 割当人数をうわまわる要請がある場合、資格要件を検討のうえ、基本的には相 手国が付する優先順位を尊重する。

文書-「受入依頼」;要請書を受入機関に送付すると同時に、「受入依頼」を発 信する。

3. 受入回答

受入回答は、要請書(公信、公電による情報を含む)を検討した結果、当該候補 者の受入の可否を在外事務所ないしは外務省へ通報することをいう。

受入回答は、G. Iに記載された回答指定日(米日指定日の1ヶ月前)までに相 手国に通報する。一般的に研修員が自国から出発するまでには最低2週間の余裕が 必要であるが、中南米諸国、イラン、タンザニア等については、出国手続にそれ以 上の日数がかかるため1ヶ月以上前に回答する。

コースの受入予定研修員全員を同時に回答するのが望ましいが、要請書の到着が 遅れる場合は、受入決定出来るものから順次通報する。要請書が大巾に遅れた場合 は、オリエンテーションを割愛すること等により来日指定日を変更することも考慮 する。

受入不能の場合第1候補をおとし第2候補を受入れる場合はその理由を具体的に 記す。ただし、資格要件等が満たされない時は定員数を割っても受入不能とする。

受入回答と不能回答を同時に発信する場合は、受入れる者と受入不能の者をそれぞれ別葉に記入する。

受入回答決裁の際、回答用紙の研修員氏名欄に氏名を記入し、同用紙 4・5 枚目の 口座名義欄にカタカナを記入、これを銀行口座開設時の登録に名義として使用する。 伯国の場合、技協担当ブラジル事務所へ本電を打ち、研修員居住地を管轄する事 務所又は支所へ転電する。

研修員居住地が支所管轄地内の場合、支所へ転電する。この際、その支所を管轄

する事務所へは転電の必要はない。

例えば、研修員がレシフェ在任の場合、①ブラジル事務所へ本電を打ち、②レシフェ支所へ転電する。レシフェ支所を管轄するリオ事務所へ転電する必要はない。

[注]次の8ヶ国については、JICA事務所に業務委譲されていないが、受入の能否については外務省へ正式回答後、事務所に追報すると共に、航空券については事務所気付で送付する。 ①ホンデュラス ②西サモア ③エチオピア ④ガーナ ⑤ザンビア ⑥マラウィ ⑦テュニジア ⑧モロッコ

「受入回答」 : J

;JICAHDQで在外事務所長宛

文書-{「靐・

(別添①の国対象) .通知書」:研修事業部長名で外務省技術協力課長宛

(別添①以外の国対象)

1 ルーティン

1)受入能否

- イ) FAXないしはテレックス (用紙) にて通報。
- ロ) 不能回答は下記のとおり、コード番号と英文による。

コード番号	不能理由	対 照 英 文
1	定員オーバー	NO SEAT AVAILABLITY
2	年令・経験不足	DISQUALIFICATION
3	語学力不足	INSUFFICIENT LANGUAGE PROFICIENCY
4	締切日オーバー	RETARDATION OF APPLICATION
5	研修内容不一致	SUBJECT DISCORDANCE
6	割当外要請	NO QUOTA
7	予算不足	FINANCIAL DIFFICULTIES
8	研修機関なし	NO APPROPRIATE TRAINING INSTITUTIONS
9	要請取下げ	WITHDRAWAL OF APPLICATION

ハ) 外務省(技術協力課) に対しては、受入通知書により通報。

2) G. I送付

イ) 外務省交のう便(所定封筒)にて送付。

- ロ)ただし、数コース一括送付。管理課にて発信番号 (Na A 58……)
 - 3) 航空券 (PTA発券) 送付先はJICA事務所及び在外公館。
- 2 その他(集団コースの実施段階における連絡)
- 事務連絡(従来用紙)にて、研修事業部長←→海外事務所長名により実施する。
 - 2) テレックスの場合は和文にて発電。

7.	33	7
,	~	•

アシノ		
	g 1 FAX	JICA THAILAND
	フィリピン FAX	JICA PHILIPPINES
	PAX シンガポール	JICA SINGAPORE
	インドネシア FAX	JICA INDONESIA
	マレイシア FAX	JICA MALAYSIA
	ビルマ FAX	JICA BURMA
	PAX 中国	JICA CHINA
	FAX スリ・ランカ (モルディブ)	JICA SRI LANKA
	インド (ブータン)	JICA INDIA
	バングラデシュ	JICA BANGLADESH
	パキスタン	JICA PAKISTAN
	ネパール	JICA NEPAL

中沂東

ド/ サウディ・ アラビ	JICA SAUDI ARABIA
エジプト	JICA EGYPT

アフリカ

ケニア FAX (ウガンダ、セイ シェル、ソマリア)	JICA KENYA
タンザニア FAX	JICA TANZANIA

中南米

中用小		
	メキシコ PAX	JICA MEXICO
	コロンビア FAX	JICA COLOMBIA
	チリ FAX	JICA CHILE
	パラグァイ FAX	JICA PARAGUAY
	FAX アルゼンティン	JICA ARGENTINA
	ボリヴィア FAX	JICA BOLIVIA
	ドミニカ(共)	JICA DOMINICA
15部	デAX ブラジル	JICA BRAZIL
5部	FAX サン・パウロ	JICA SAO PAULO
5部	ポルト・アレグレ	JICA PORTO ALEGRE
5部	ベレーン FAX	JICA BELEM
5部	マナオス	JICA MANAUS
5部	リオ・デ・ ジャネイロ	JICA RIO DE JANEIRO
5部	レシフェ	JICA RECIFE
+ 47	- 7	

オセアニア

FAX パプア・ニューギ ニア(ソロモン)	JICA PNG
フィジー (トンガ、ヴァヌ アツ、トゥヴァル キリバス、ナウル)	JICA FIJI

(注) ソロモン、ブータンは、JICAPNG 事務所及びインド事務所が兼轄するが、外務 省より業務委譲されていないので、受入通知、 G1送付等は外務省経由により行う。

4. 研修員渡航手続

- (1) 受入回答後「研修員受入手続依頼書」により、管理課に航空券送付を依頼する。 管理課は事業団指定の㈱市ケ谷国際サービスに航空券送付を指示する。第三国方 式代理店は海外旅行代理店と連携の上アジア・太平洋・中南米諸国はサンフラン シスコ・中近東・アフリカ諸国はロンドンを発券地としてコース開始日到着のフ ライトを組み在外航空会社を通じてPTA(Pre-paid Ticket Advice)で、当該研 修員の居住地を管轄するわが国の在外公館及びJICA事務所気付本人あてに航 空券発行依頼を行い、現地航空代理店(又は航空会社)が航空券を発給するよう 手配する。渡航経路は事業団の指定した国際空港から順路直行(最も経済的な ルート)で新東京国際空港までである。なお、
 - 日本側は研修員の自国内の旅費は負担しない。
 - 来日前に原則として往復の航空券を送付するが、「研修期間が6ヵ月以上で帰国が次会計年度」の研修員は片道のみ送付する。また、多額の購入税が課されるコロンビア、メキシコ研修員等に対しては、片道のみを送付する。
- (2) 次表の国々については、日本の在外公館がないため航空券は現地航空代理店 (又は航空会社)経由、本人住所あてに送付する。渡航経路は入国査証(ビザ) 取得地経由とする。

「研修員受入手続依頼書」には次の事項を記載すること。

- ① 所属機関の名称、所在地、電話番号
- ② 本人の現住所、電話番号
- ③ 受入回答時の公電信番号を引用(受入回答時の公電信番号を引用)
- ④ 件 名

在外公館のない国のJICA事務所、兼轄公館及び渡航経路

Γ				Γ	Γ.				· -								- 11	,	
								·					, i						
].			1.4						-		. 1							
					-		j.										÷ 3		
JF€						i													
(→東京)																			.
J		7																	
盆		₹ %																	
湖		バグドグラ又はパロ→カルカ					1						·		リロンが又は一ロンドン→ ブランタイプーロンドン→				
		1					ワーナウルースペー	ار پر							34	أ لاً	·		1
袌		п *	, ↑ •		٦ «۲	1	1	クラン							ü	П	1		3
嶽		又は	ロンボー	↑ १५	ı, ↑	κ ×	かん	1							はア	7	ار چد	7	7
		75	u a	×	٦ پر	1	↑	†							アダスイ	7	n 7	Ϋ́ 1	ブブ
]		14	1	ウルースパー	ンガダブースバー	フチフチ→スパ→	7	アピア→オー					:		7 7	ンテベーナイ	→ ペ → ロ ン ド ソ →	キガリーペリー	ブジェンブラーベルナ
		パン	7	4	7 ,	7 3	<i>₹</i>	<i>Y</i> .							シン	H	ţ,	+	ñ
						- 1		⊕		-					٠.		1.		
爱		(銀)						(総領事館)											
VISA取得地		(総領事館)	館					終命	翻			-			ə	部	(銀		
S.A.			大使	9	·			<u> :</u> 2.	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	"	"		(大使館)		(大使館)	(大使館)	大阪	(iii)	(銀
7.1		*	ンボ (大使館)	(大使館)	"	"	"	N V	(総領事館)				Š				У. Х	(大使館)	(大使館)
		カルカッ		D	_	_	_	1	4				п		ドバ	n L	ロンドン(大使館)		D
		セン	u	κ				l ቱ	ブイ				カイロ	·	n	7	П У	ر پر	2 %
Just																			
公			ι <u>-</u>																
聚郡			務別						(Signature)				盌					ෞ	
115		崇	ランカ事務所	事務所				怒	(総領事館)	1			大魚		イ事務所	忐		イール大使館	
務用		/ 事務所	7	静	=	=	=	静	*	=	=		7		骨	事務所	2	7	2
A專			•	37				*	4				3		1	N		7	
JICA事務所、兼轄公館		7	スピ	7				西サモア事務所	1				在レバノン大使館		b IV	イル		在步	
	쯅	`,	Ň	ź	浓	<u> </u>	ĸ	N	*	K	ҡ	斌	K		7	颖	रं	TX.	
牟	大平洋地域			Ì		•				2		中近東アフリカ地域	11		`		Н,		讣
1	光	欢	21			1	ጚ	Ϋ́	١.	*		5	1		1	7	 -	37	1
	1 • ;	ŀ	扒	\$,	Ž.	ت	‡	+	u	IN:	7	1		11/2	浜	3	7	>
M	1 .	,	ヺ	1	1	-		[4		 	1	l	["	(7	[4
	かん	'	`	}	1				i .			127	l	1	ı	ŀ	Į.	i	1

VISA取得地 パリ (大使館) カボン (大使館) カボン (大使館) ロンドン (大使館) パリ (大使館) パリ (大使館) パリ (大使館) ボリ (大使館) ボルトガル (大使館) ボルトガル (大使館) ボルトガル (大使館) ボルトガル (大使館) ボルトガル (大使館) ボルトガル (大使館)	· 	<u> </u>					<u> </u>		I	· .			· [·············	<u>,</u>	.			r 	Γ
(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	乾 镕 路	サウンゲードフターペリ →	プルギビアーペリ→		ر ال ال	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ × ↑ × ↑ × ↑ × ↑ × ↑ × ↑ × ↑	□→四くネスブルク→ロン	が光ロネ→ロンドン→		↓ ロンドン	ナロナメコナメ	アクジョット	メンジュケ→ロンドン→	プルイアーダカールーパル	ビナオーリスポン→	カガドグ→パリ→	ニフメイナバリナ	トノカーペリ	(1 × ← ×	
JICA事務所、兼轄公館 在ガボン大使館 在ザイール大使館	VISA取得地	パリ (大使館)	11		マドリッド (大使館)		ロンドン (大使館)	The state of the s		ŧ .		1	ンドン	ダカール (大使館)	ポルトガル (大使館)		11	11	11	
		在ガボン大使館	在ディール大使館	在ガボン大使館	"	"	在ザンビア大使館	"	11	11	在セネガル大使館	ll li	11	1	" 11	在象牙海岸大使館		, , , ,	"	

VISA取得地 渡 統 経 路 (→東京)	ペリ (大使館) マプート→パリ→	十二ペプリロ中	ポートンイメレベリレ	ロンドン (大使館) フリータウン→ロンドン→			(大使館) くぃーメ→サンサルバドル→メキシコ	ーヨーク (総領事館) ジョージタウン→ニューヨーク	クーmーガリースの木	ト・オブ・スペイン(大使館) グレナダーボート・オブ・スペインショューヨークー	カント・ピンカントナポート・ギブ・スペインナニューローグレ	カントルシアナボート・オブ・スペインナニューロークナ	スルスドス→ロューエーク→	The state of the s	n	
JICA事務所、兼轄公館	在ジンバブエ大使館	在マダガスカル大使館	"	在リベリア大使館	在フランス大使館	-	在メキシコ大使館 メキシコ	在ヴェネズエラ大使館ニ	在ドミニカ (共) 大使館	在トリニダット・ドバゴ ボー	11	ll l	"	11	"	n n
國	ホチンドーク	H H	チャンコール	グェン・マギーネ	# * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		\(\cdot\)	ガイアナ	*	N V + X	オント・バンセント	カントラット	スポメルベ	カントクリストレナー	777177	平 11 11 11 11 11

(注) 1.61年4月現在

2. 疫茄経路未確定のものは兼轄公館のみ記載

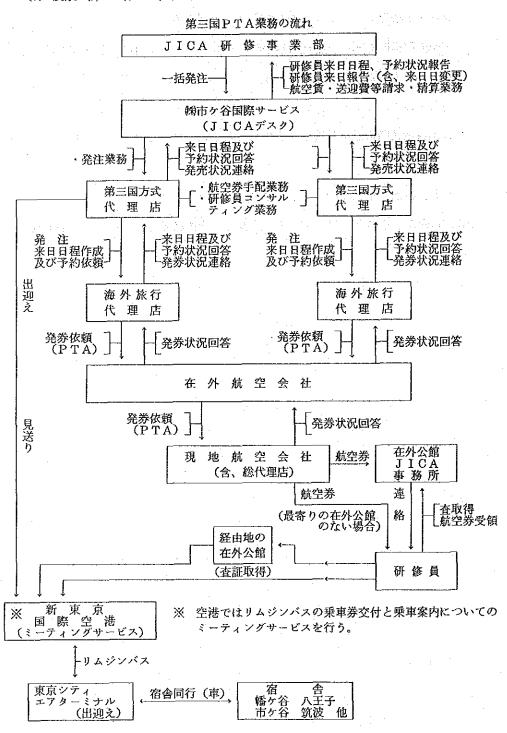
又、研修員が兼轄公館でビザを取得出来るように、週日(月~金)に半日以上 の乗継ぎ余裕をもったフライトを組むよう依頼する。

ビザの取得のための立寄地の宿泊費及び食費として1日につき10,000円もしくは15,000円を支給することができる。

何らかの事情により研修員に対して航空券の送付(PTA)ができないため、 本人が特定区間の航空券を購入して来日した場合は精算する(例:ウガンダ、キ リバスなど)。

なお、渡航、宿泊予約、研修監理員配置及びジェネラル・オリエンテーション 参加にかかる手続依頼は、すべて「研修員受入手続依頼書」により一括処理する。

(3) 渡航 (来日時) の手順 (フローチャート)



(4) 出発地の指定

次表の国々については、研修員の住所を参考に最も都合のよい都市を選び、 「受入手続依頼書」に記入する。

地域	国 名	出発都市	航空券送付連絡先
	インド	ニューデリー	インド事務所
		カルカッタ	カルカッタ 🕸
		ボンベイ	ボ ン ベ イ 🚳
		マドラス	マドラス®
****	パキスタン	イスラマバード	パキスタン事務所
ア		カラチ	カ ラ チ 🚳
ジ		ラホール	パキスタン田
ァ	中 国	北京	中国事務所
, , , ,		上 海	上海
	マレイシア	クアラルンプール	マレイシア事務所
		コタ・キナバル	コタ・キナバル 🚳
	フィジー	スパ	フィージー 事務所 📵
		ナンディ	<i>u</i>
	モロッコ	ラ バート	t □ ッ ⊐ &
中		カサブランカ	n
近	サウディアラビア	ジェッタ	サウディアラビア &
~	er j	リャド	サウディアラビア事務所
東	トルコ	アンカラ	トルコ田
		イスタンブール	イスタンブール 🚳
	ボリヴィア	ラ パ ス	ボリヴィア事務所
	ブラジル	ブラジリア	ブラジル®
中		リオ・デ・ジャネイロ	リ オ ⑥ ·
, , 1 -a	•	サンパウロ	サンパウロ®
南		ポルトアレグレ	ポルトアレグレ 🕸
*		マナオス	マナオス支所
		クリチバ	ブラジリア働
		レシーフェ	レ シ ー フ ェ 🏶
		ベレーン	ベ レ ー ソ 働

なお、エジプトの場合は、航空券送付連絡先は全てJICAエジプト事務所である。

大使館 大使館

総領事館

(5) 来日中止による航空券の取扱い

受入を決定した研修員が、何らかの理由により来日不可能となった場合には、 担当者はただちに管理課へ来日中止届を提出し、同課は航空代理店に当該航空券 のキャンセルを依頼する。

在外公館又はJICA事務所は研修員が航空券を入手している場合は、現地航空代理店(又は航空会社)に返却することとなる。

5. 宿舎予約依頼

渡航手続と同時に行う。一般研修員の場合は、原則として東京国際研修センター (TIC) を利用する。TICが満室の場合、事業団指定のホテルに宿泊させる。

6. 研修監理員配置依頼

研修監理員の配置が必要な場合は、事前打合せの期間を含め管理課を通じ所定の 用紙に基づき、(財) 国際協力サービス・センターに研修監理員の派遣を依頼する。 研修監理員は研修現場における研修監理業務及び通訳業務を行う。

7. 研修員来日 (第8章27項・参照)

- (1) 研修員の来日日時は、一般的には、コース開始日の約1週間前から航空会社よりエージェントを通じ(或いはJICA海外事務所から本部宛もしくは在外公館から外務省を通じ)確認通知(変更・来日中止を含む)が入る。変更及び来日中止の場合、受入担当者は関係機関に連絡する。
 - (2) C. S及び国際機関研修員の来日予定は、通常受入担当者に情報が入るので、 担当者は管理課へ連絡する。
- (3) 来日が大幅に遅れ、かつ、先方から何ら連絡がない場合は、外務省を通じ、相手国政府の意向を確認する。研修実施上、許容限度を超える遅れとなる場合は、 受入を見送る旨外務省を通じ相手国政府へ通報する。
 - (4) 担当者は集合ブリーフィングのピック・アップ日時等所定の用紙に記入のうえ エージェントに渡す。エージェントはそれを出迎時に研修員に手渡す。
 - 一般研修員は、到着日の翌日TICの集合ブリーフィングを受ける。
- (5) 何らかの事情で研修員が来日確認通知なしに到着することがある。その場合、 空港出迎えがないので、本人が自分で宿舎へ行き、その後、担当者に連絡が入る ことがある。指定宿舎に入っていない場合はただちに移動させる。空港から宿舎 までの交通費を本人が立替えた場合、エージェントが規定の料金を払い戻す。

8. ブリーフィング

ブリーフィングは、研修員が到着した翌日(休日に当る場合は翌々日)に、担当者(集合ブリーフィングの場合は(財)国際協力サービスセンターのブリーフィング担当者)が研修員に対し、主として次に記す事項について説明等を行う。一般研修員に対しては、TICで集合ブリーフィングを実施する(ただし、一部センター所管コースの研修員に対してはこの限りではない)。準高級・高級待遇の個別研修員及びC.S.国際機関研修員に対しては担当者がブリーフィングを行う。

(1) ブリーフィングの内容

- ① Form of Register の記入(3枚つづり。1枚目-担当者、2枚目-管理課入 力担当、3枚目-研修センター研修課)
- ② Form of Register 用及び医療カード用写真各 1 枚計 2 枚の入手(持っていない研修員には作らせる。スピード写真可)。医療カードの説明
- ③ パスポート有効期間の確認
- ④ ビザ有効期間の確認
- ⑤ 諸手当の説明
- ⑥ クイック・カードの交付と取扱方法の説明
 - ⑦ 「Technical Training in Japan」、「地図」、「日本語会話テキスト」及び「バッジ」等の配付
- (8) 研修員の日本における宿泊先住所及び電話番号を教える。
- ① 在京大使館へ出頭する必要のある研修員には、大使館の住所・電話番号を教える(「Technical Training in Japan」に記載あり)。
- の 外国人登録(滞在期間が90日を超える場合)
- の 生活オリエンテーション
- (2) ブリーフィングの内容のうち、重要事項について詳しく説明すれば次のとおりである。

① 医療カード

本カードは通称、「メディカルカード」と呼ばれるもので「健康保険証」に相当する。本カードにより当該研修員が日本国政府の受入れた技術研修員であること、当該研修員の病気や怪我の治療に要する経費は、事業団が負担することを証明するカードである。

ただし、次の診療経費は研修員の自己負担とする。

- (4) 研修員の来日前よりの持病で緊急に治療を要しない疾病の診療。
- (ロ) 研修員の妊娠又は分娩にかかる医療処置及びこれに起因する疾病の診療。
- (ハ) 歯科における健康保険範囲外の歯冠修復ならびに欠損補綴。
- (二) 美容を目的とした整形ならびに歯の矯正。
- (ホ) 眼鏡の購入。

手術、入院を要する取り扱いについては、第8章の5を参照。

「メディカルカード」の用紙は電算機からプリント・アウトされる。担当 者はそれに必要事項を記入のうえ、研修員の写真を貼付し、管理課に発行を 依頼する。

研修員には、旅行等で地方へ行く時にも必ず携帯するよう指示する。「本 カード」は健康保険を取り扱う全国の病院で通用するが、まれに扱わないと ころもある。その場合は、研修員に医療費を一時立替えさせ、領収書にもと づき払いもどす。

② 「パスポート」有効期間の確認

研修員は、通常滞在期間以上の有効期間のあるパスポートを持っているが、 まれに滞在中に失効するパスポートを持っている研修員もいる。その場合は、 在日公館で延長手続をさせる(費用は研修員負担)。

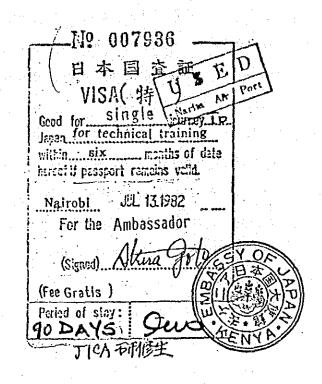
③ 「ビザ」有効期間の確認

研修員は、通常研修期間以上の有効期間のあるビザを持っているが、しばし

ば研修期間に満たな いビザを持っている 者もいる。

そのため必ずバスポートに押してある成田空港の入国管理官のスタンプを見て有効期間を確認する。

④ 研修員の在留資格 外交旅券等を持っ ているものを除き、 殆んどの研修員の在 留資格は「4-1-6-2」という数字 で示されている。こ



れは研修員の在留資格が出入国管理及び難民認定法第四条第1項第六号の二 (つまり4-1-6-2) に規定する「本邦の公私の機関により受入れられて 産業上の技術又は技能を修得しようとするもの」(昭和56年6月12日付け法律 第85号による改正、昭和57年1月1日施行)に該当するためである。

⑤ 外国人登録

在日期間が90日を超える外国人は、居住地の市、区役所等において外国人登録をしなければならない。東京に滞在する研修員は、宿舎のある市、区役所等で登録する。来日後すぐ地方へ移動する研修員は、移動先で登録する。

登録にはパスポート及び写真2枚(スピード写真可)が必要である。手続後 10日間(日曜・祝祭日は含まず)で外国人証明書が発行される。 研修員は外国人登録法に よって同証明書をつねに携 帯することを義務づけられ ているので、外出時は必ず 携行するよう研修員に指示 する。

又、居住地を変更した時は、新居住地の市役所等に 14日以内に届出なければな らない。 Instructions concerning your certificate

- 1. Your application shall be made personally.
- You (except children under 14) must carry your own certificate airways with you.
- In case of child birth, you must report it to us within 30 days.
- In case of your removal to another place, you must report it to the new ward or town office within 14 days, showing all your certificates.
- In case any change has occurred in matters entered in your certificate on page 4, 5 etc. you must also report it to us within 14 days after the occurrence.
- In case of going abroad, you must return your certificate to an immigration officer at the port of departure.
- In case of your re-entrance into Japan, you must come to us within 14 days after your re-entrance.
- If you wish to extend your period of stay in Japan, apply at the Immigration Bureau before the term expires.
- After three years, you must get another new certificate in exchange for the present one.

Shinjuku Ward Office TEL (209) I I I I

- 外国人登録証明書について (新宿区役所の例)
- 1. 申請はすべて御自身でして下さい(但し14才未満を除く)。 (第15条)
- 1.外出の時はいつも登録証明書をお持ち願います(但し14才未満を除く)。(第13条)
- 1 移転した時は移転の日から14日以内に必ず新居住地の市長村長に移転届けをして下さい。 (第8条)
- 1. 出生の場合は出生日から30日以内に出生を証する書類を持参の上お届け下さい。

(第3条)

- 1. 証明書の4・5・6頁等の記載事項に変更を生じた時は14日以内にお届け下さい。 その際、変更があったことを証する書類を添えて下さい。 (第9条)
- 1. 3年後には期間満了前31日以内に新登録証明書と書き換えて下さい。 (第11条)
- 1. 出国のときは出国港の入国審査官に登録証明書をお返し下さい。 (第12条)

1. 再入国者は再入国の日から14日以内に登録証明書受領のため、お出で下さい。

(第12条の2)

東京都新宿区役所

電話 (209) 1111

(3) 集合ブリーフィング

集合ブリーフィングは事業団の委託を受けて(財)国際協力サービス・センター(以下財団という)がTIC(幡ケ谷)で実施する。また、TIC(市ケ谷、八王子、沖縄センターに宿泊し研修に参加する研修員については、各々のセンターで実施するブリーフィングに参加する。手続等は次のとおりである。

① 依 類

TIC幡ヶ谷、市ヶ谷実施分のブリーフィングについては、受入担当者は、 所定の用紙を用い Form of Register 及びメディカルカードを添付し、実施日の 3日前(日曜、祭日は含まず)までに依頼する。

② 実 施

ブリーフィングは財団のブリーフィング担当者が行う。 TIC以外に宿泊する研修員は当日財団のピック・アップサービスによりTICに集合する。

(4) 集合ブリーフィング後の手続き

財団担当者は集合ブリーフィング後、記入済みの Form of Register を受入担当者に届ける。

Form of Register は3枚綴りになっている。1枚目は担当官が保管、2枚目はコンピューター入力用で電算機室へ回付する。3枚目は所管の研修センター又は支部へ送付する。

航空券はブリーフィング時に回収されエージェントに預けられる。

9. プログラム・オリエンテーション

研修員受入事業の目的と概要及び当該コースの研修目標と研修日程について、担 当者が研修員に説明する。受入機関の担当と合同して行う場合もある。

10. 研修員諸手当

- (1) 研修員に支給される手当の種類は次のとおりである。
- ① 渡航費(航空券を支給)
 - ② 交通費(新東京国際空港とTCAT間のリムジンバス乗車券を支給)
 - ③ 滞在費(宿泊費及び生活費)※
 - ④ 支度料(到着時支給)
 - ⑤ 書籍費(")
 - ⑥ 資料送付料 (")
 - ⑦ 新東京国際空港使用料(")
- ⑧ 研修旅費
 - ⑨ 研修旅行手当
- ⑩ 通勤手当
 - ※事業団センターに宿泊する研修員に対しては、宿泊費(朝食込み)を差し 引いて生活費のみ支給する。事業団センター以外に宿泊する研修員に対し ては、宿泊費の実費及び生活費を支給、この場合宿泊費は原則として研修 員が直接宿泊施設に支払う。
 - (2) 各手当の詳細、支給方法、調整方法等については次の規程・部内決裁を参照の こと(「研修員受入事業にかかる基準・細則・要領等(部内執務参考書)」以下 「基準・細則・要領等」という)。
 - ① 「技術研修員に対する手当支給基準」(国協達第1号)
 - ② 「技術研修員に対する手当支給細則」(通達(研)第1号)

- ③ 「技術研修員に対する手当支給細則通達(研)第1号、宿泊費等の支給方法 第8条、及び到着時宿泊費等の支給方法第9条の運用について」(部内決裁)
- ④ 「技術研修員に対する帰国月の滞在費(宿泊費及び生活費)の支給等について」(部内決裁)
- ⑤ 「研修員滯在費にかかる部内事務取扱要領」(部内決裁)

(3) 支給方法

研修員に対しては来日時に開設される個々の研修員の銀行口座を通じて滞在費 等諸手当を支給する。

研修員はブリーフィング時に手渡されるクィックカードにより、適宜これを引き出す。

ただし、八王子センター扱いの研修員に対しては初回支給分を同センターにて 現金で、2回目以降からは銀行口座に振り込み支給する。

① 銀行口座の開設

受入担当職員は、受入回答作成の際、その3・4枚目(管理課保管分)の口 座名義欄にカタカナで口座名義を記入する。

管理課担当職員はこのカタカナ氏名及び受入番号により所定の銀行口座開設 手続を行う。

なお、この手続には3週間程度必要とするので前広に受入回答を発信しなければならない。

② 引き出し

- イ.銀行口座開設とともにクィック・カードが作成され銀行から管理課を経て、 TIC会計課に届けられる。研修員の来日確認後、諸手当の初回分が銀行口 座に振り込まれる。クィック・カードはブリーフィングの当日、TIC会計 課から財団のブリーフィング担当者に渡される。
- ロ、研修員は集合ブリーフィング時に、ブリーフィング担当者からクィック・

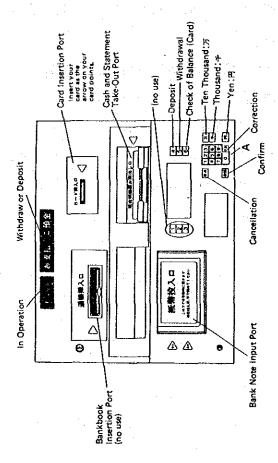
カードを受取り、使用方法の説明を受ける。

ハ.集合ブリーフィング終了後、ブリーフィング担当者もしくは担当研修監理 員が銀行に同行し、クィック・カードの使用法を指導する。研修員は希望額 を引き出す。クィック・カードは次の銀行で使用できるが三菱銀行以外では 引き出し手数料として100円が必要である。

三 菱 銀 行 三 和 銀 行 協 和 銀 行 第一勧業銀行 三 井 銀 行 大 和 銀 行 富 士 銀 行 東 京 銀 行 太陽神戸銀行 住 友 銀 行 東 海 銀 行 北海道拓殖銀行 埼 玉 銀 行

- 二. 準高級(集団コースの準高級研修員は除く)・高級研修員については、受入担当者が管理課からクィック・カードを受取り、ブリーフィング時に使用方法を説明し、研修員に手渡す。
- ホ. 受入回答が充分前広になされない場合、クィック・カードが研修員来日時 に間に合わないことがあるので気をつけること。

How to Operate Automated Teller Machine (ATM) with your Quick Card



To Deposit

- 1. Push Deposit button 4.
- 2. Insert your card into the Card Insertion Port as shown in the picture.

3. The Bank Note Input Port opens auto-

Line up the edges of your bank notes,

put them into the port and close the lid by hand.

- 4. Make sure of the amount indicated. If it is correct, push the **Confirm** button.
 - 5. Pull out your card.
- 6. Receive detailed statement from the Cash and Statement Take-Out Port.
 7. In case of mis-operation, push Cancel.

lation button and start again,

To Withdraw

- 1. Push Withdraw button or button 5.
- 2. Insert your card into the Card Insertion Port as shown in the picture.
 - 3. Push buttons at A representing your secret 4-figure code number.
 4. Push buttons at A representing the
 - amount you want to withdraw.

Example

- To withdraw 35,000 yen, push buttons 3 + Ten thousand + 5 + Thousand + Yen + Yen 5 Make sure of the amount indicated, push confirm button, and then take out your
- card.

 6. Receive the money and detailed statement from the Cash and Statement Take-Out Port.
 - 7. In case of mis-operation, push Cancal fation button and start again.

To Check Balance

- 1. Push Check Balance button 6.
- 2. Push your card into the **Card Insertion**Port as shown in the picture.
 - 3. Push buttons at A representing your secret 4-figure code number.
 - 4. Pull out your card.
- 5. Receive detailed statement from the Cash and Statement Take-Out Port.

Please Note

Only ¥10,000, ¥5,000 and ¥1,000 bills can be deposited and not more than a total of 50 bills in one operation.

From the up-to-date deposit balance to the former 10-time deposit and with-

If you want to get your detailed statement of credit and debit, ask a teller at

our Shinjuku Shin-Toshin Branch:

< Visualy >

- The maximum withdrawal amount in one operation is ¥558,000 in ¥10,000 and ¥1,000 bills.
 - A machine indicating "Use Stopped" cannot be used:

The card is valid after 3:00p.m. the day it

is provided.

NOTICE:

All deposit and withdrawal actions.

drawal actions.

A cash dispenser which has the same functions as ATM except for the deposit function can be used by the above procedure.

Service Hours

Weekdays **8:45 am - 6:00 pm** Saturday **9:00 am - 2:00 pm**

- Don't fold your card. A folded card cannot be used.
 - Remember your secret code exactly for operation of ATM.
- If you push the wrong code numbers three times, the card will lose its validity. In that case, apply for a new card.
 If you don't know how to operate the machine, please inquire through the
- You can withdraw cash at any branch of Mitsubishi Bank, Daiichi Kangyo Bank, Fuji Bank, Sumitomo Bank, Sanwa Bank, Mitsui Bank and the Bank of Tokyo. A ¥50 charge is made for each with drawal from banks other than Mitsubishi Bank, and in this case, you cannot check your deposit balance.

Bark Quick Card Service



JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

AGENCY (JICA) P.O. BOX 216 MITUI BLDG SHINJUKU-KU TOKYO 160 JAPAN

(4) 解 約

研修員は離日前に各自の銀行口座を解約しなければならない。解約は本人が「三菱銀行新宿新都心支店」へ行き、所定の手続をとる。解約手続をせずに帰国した場合には、ブリーフィング時に予め研修員に記入させておいた「解約手続用紙」により、管理課が所定の手続をとることができる。

(注) 全額引き出し、残高を0円にしても、解約したことにはならない。

11. ジェネラル・オリエンテーション

主として集団研修コースに参加する研修員を対象に、年間計画にもとづき、技術研修開始前にTIC(幡ケ谷)において3日間のジェネラル・オリエンテーションを実施する。TIC(幡ケ谷)は同業務を「国際交流サービス協会」に委託している。ただし、八王子センター、名古屋センター及び沖縄センターの研修コース参加研修員に対しては各々のセンターで実施する。

個別研修員についてもジェネラル・オリエンテーションが受けられるように同年 間計画に併せて研修計画を立案するのが望ましい。

TIC (幡ヶ谷) のジェネラル・オリエンテーション・プログラムは次のとおりである。

時間	月	火	水	木	金	±
午前	講義 A 「日本の社 会と風土」	講義 C 「日本の教 育」	バス・ ツァー	講義 A 「日本の社 会と風土」	講義 C 「日本の教 育」	バス・ ツァー
午後	日本語会話 ① 講義 B 「日本の歴 史と文化」	日本語会話 ② 講義 D 「日本の経 済」		日本語会話 ① 講義 B 「日本の歴 史と文化」	日本語会話 ② 講義 D 「日本の経 済」	

注) 月~水と木~土は同じプログラムが繰返される

12. 日本語集中講習

集団コース、個別コースを問わず、研修の実施にあたっては、意志疎通の手段として原則的に英語を用いるが、研修の一部又は全部が日本語を介して行なわれるコースの研修員については、各国際研修センター及び支部が実施する「日本語集中講習」に参加させる必要がある。又、研修監理員が配置されない個別コース、JICAの研修センター所在地外の地方で研修が行なわれるコースなどの研修員についても必要に応じ同講習に参加させる。

集中講習は、それぞれの専門分野の研修開始前に、一定期間実施されるが、全 体の研修プログラムの一環として行なわれるため、その受講が義務づけられてい る。

講習期間は、要求される日本語能力の程度に応じて決定されるが、おおよそ、短期(2~4週間)、中期 I (1~3ヵ月間)、中期 I (3ヶ月以上) に分類される。講習期間中は、通常月曜日から金曜日まで毎日5時間づつ(午前は9時30分から12時まで、午後は1時30分から4時まで)学習する。1クラスあたりの人数は、学習効果を考慮し、10人を限度としているが、平均的には5~6人である。

(2) 目 的

集中講習は、研修員が研修活動の場で、又、日常生活の場で体験する言語上の 障害をできるだけ軽減させ、研修指導者とコミュニケーションを円滑にし、これ ちにより研修効果を高めることを目的としている。

(3) 学習指導

学習目標と、これに対応する学習期間は、技術研修実施上の必要性に応じて次のとおり区分されている。

なお、これらは一つの目途であり、実際には個々の研修ニーズに応じた講習が 設定される。

① 短期コース (2~4週間)

技術研修は、英語等日本語以外の言語で行なわれるものの、挨拶、通勤、食事など基本的な生活の場での日本語による日常会話が必要となる研修コース、及び研修監理員が配属されない個別研修コース等は、この短期コースの受講が適当と思われる。したがって、学習目標は、ごく基本的な日常会話の修得にある。

② 中期コース 1 (1~3カ月)

技術研修中の実習などで、簡単な日本語会話を必要とするコースの研修員を 対象としている。学習目標は、初歩的な日常会話を中心に基礎的な会話を可能 にする文型、語いなどの修得にある。

③ 中期コース II (3カ月以上)

技術研修が主に日本語で行なわれる研修コースの研修員を対象としている。 学習目標は、基礎的な会話の熟達にあるが、必要に応じて、それぞれの研修 コースで要求されている専門的な用語の修得なども学習目標としている。

(4) 受講させる場合の事務手続

① 集中講習のクラスの設定

イ 集団コースの場合

研修担当者は、年度当初に、集団コースの中から集中講習を必要とするコースを選定し、そのコース名、参加予定人数、講習希望期間を管理課に連絡する。管理課は、各課の要望をとりまとめ、TICに連絡する。また、TIC以外のセンター、支部で実施をする場合は、センター業務室が各センターと協議のうえ、決定する。

ロ 個別コースの場合

集中講習の必要性がある個別コースを実施する可能性が生じた場合、研修 相当者はそのためのクラス開設の可能性について、TIC日本語担当者に問 い合わせる。その結果、TICの講習計画との関連で、来日予定日、研修期間等を決定し、管理課及び研修員受入機関等の関係先に連絡する。又、センター及び支部で実施する場合は、直接センター等と協議のうえ決定する。

なお、講習期間は上記(3) 学習目標を参考にして決定する。

- ② 日本語集中講習の実施依頼及び実施報告
 - イ 集団研修コースの場合

受入回答を発信する段階で、研修員のリストを添付し、「TIC日本語集中講習実施依頼書」(以下「依頼書」という。)を部内決裁のうえ、TIC日本語担当者に送付する。

ロ 個別研修コースの場合

集中講習のクラス設定の可能性を確認したうえで、受入回答発信前に、「依頼書」をTIC日本語担当者に送付する。

ハ 日本語集中講習の実施依頼及び実施報告について(昭和57年7月28日付決 裁-研第7-499号)

(実施依頼)

1. 研修員に対し、研修計画の一環として日本語集中講習を実施しようとする場合には、「日本語集中講習依頼書」により東京国際研修センター(以下「TIC」という。)に対し、実施を依頼するものとする。

(実施依頼の手続)

- 2. 実施依頼の事務手続は次のとおりとする。
 - (1) 研修事業部研修実施担当課(以下「担当課」という。) にて依頼書に必要事項を記入するものとする。
- (2) 依頼書には、研修員名簿、研修カリキュラム(研修内容が具体的に明 記された資料)、要請書等を添付するものとする。
 - (3) 依頼書の決裁権者は管理課長とする。

- (4) 担当課は決裁終了後、依頼書に添付資料を付して、原則として講習を 実施しようとする日の1カ月以前にTIC (業務課) に送付する。
- (5) 本件決裁については、決裁文書台帳への登録は省略するものとする。 (実施の報告)
- 3. TIC所長は、当該日本語講習終了後、研修事業部長に「日本語講習実施報告書」(以下「報告書」という。) を提出するものとする。
- 4. 管理課 (日本語研修担当) は、3. により提出のあった報告書を研修事業部長以下の関係者に回覧するものとする。

(報告書の保管)

(報告書の回覧)

- 5.4. により回覧終了した報告書は当該研修員の技術研修が終了するまで 担当者が保管するものとする。
- ③ 研修員の来日日の確認

研修員の来日予定日が変更になった場合、もしくは、その可能性がある場合には、ただちにその旨をTIC日本語担当者に連絡する。

④ 研修員に対する集中講習について

日本語の集中講習を実施する研修員については、来日前に集中講習について 情報を通報するとともに、集中講習開始前に行う研修プログラムのブリーフィ ング時等の機会をとらえ、次の説明を研修員に行う。

- イ. 集中講習の必要性
- 口. 講習期間、学習時間
- ハ、講習の開始

開始日の午前9時30分までにTICの日本語講師控室に行き、指示を受けること。

⑤ 集中講習期間中の注意事項

研修計画の打合わせ等の必要性から講習を欠席させなければならない場合は、 その旨TIC日本語担当者へ連絡する。

13. 移 動

地方で研修を実施している場合、研修員はジェネラル・オリエンテーション終了 後、目的地へ移動する。移動には必要に応じ、本部担当者あるいは研修監理員が同 行する。

14 研修開始

ジェネラル・オリエンテーション、プログラム・オリエンテーション終了後、それぞれの研修機関で技術研修が開始される。 開講式は原則として実施しないが、コース開始に先立って関係者の挨拶や研修日程の説明が行なわれる。

15. 開講式

開講式はセンター等で地元関係者との関係上、特に必要な場合に限って実施する。 内容は、事業団代表者及び研修機関の代表者のあいさつ、研修員の紹介等である。 事業団代表のあいさつ文例は、次のとおり。

Opening Address for the Group Training Course in

Honourable guests, Overseas Participants, Ladies and Gentlemen,

On behalf of the Japan International Cooperation Agency, I am happy to have this opportunity to say a few words of greeting at this auspicious opening ceremony of the group training course. in

First of all I extend a heartly welcome to you all who came to Japan to participate in this course and it is heartening us that such highly qualified persons as you are participating in this course.

As you may know, the Japan International Cooperation Agency was established in August, 1974 for the purpose of promoting closer and better relationship between your countries and ours through technical cooperation.

In an attempt to realize this purpose, the Japan International Cooperation Agency organized this training course to introduce knowledge and techniques in the field of in Japan as well as to bring better understanding and friendly relations between our countries and among the participants.

During your stay in Japan, you may encounter some difficulties such as unfamiliar climate, different living conditions, language barrier and so forth. However, I am sure that you will overcome these difficulties with your sustained efforts and I sincerely hope that all of you will complete the training course with excellent results.

We are always ready to help you not only in regard to the course itself but also in regard to your personal matters. We hope, therefore, that you will keep close contact with us on any matter so that your studies in Japan may be pleasant and fruitful.

JICA would like to express its deepest appreciable to the distinguished guests present here today who have offered us their kind support and cooperation in organizing the training course.

In closing, I wish to extend once again our sincere wishes to you all for success in your study.

Thank you.

- 16. 八王子センター、筑波センター、筑農センター及び沖縄センターでの受入
 - (1) 八王子センター所管の研修員は成田空港到着後TCATから同センターへ直行する。帰国時も同センターからTCAT経由空港へむかう。
 - (2) 筑波センター所管の研修員は成田空港到着後同空港から両センターへ直行する。 帰国時も両センターから成田空港へむかう。
 - (3) 沖縄センター所管の研修員は那覇空港からセンターへ直行する。帰国時も同センターから那覇空港へむかう。
 - (4) 初回滞在費等のうち50,000円をセンターで支給する。なお、残金については、 本部で研修員に振込む。
- (5) ブリーフィング、ジェネラル・オリエンテーション、日本語研修は同センター が実施する。
 - (6) メディカルカードは本部で作成し、同センターへ送付する。

第4章 集団研修コース研修員の受入 II

(コース運営~研修員帰国)

集団研修コースには、本部研修課が運営するものと、研修センター又は支部が運営 するものがある。後者の場合、本章の業務の大部分はセンター又は支部が実施する。

1. 発信文書

コース運営にあたり外部へ発信する主な文書は次のとおりである。

- (1) 「研修員受入依賴」;受入機関へ発信。
- (2) 「見学依頼」;視察先、研修旅行の訪問先へ発信。
- (3) 「講師派遣依頼」 ;講義のための講師派遣を依頼するもので講師の所属先へ発信。
- (4) 「研修旅行同行依頼」;研修旅行に指導官の同行を依頼するもので、指導官の 所属先へ発信。

発信者名の基準は次のとおりである。

区 分	あ て 先 名	発		名
(1) 外部への発信文書	機関名	Ę	事業団名	
	イ 大臣、長官(外局の長官を含む。)、次官名	総	裁	名
	ロ 都道府県知事、市町村・特別区長名			
	ハ 公庫・公社・公団・事業団等同種団体			
	の総裁・理事長・会長名			
	ニ 民間機関の会長・社長名			
	ホー大学学長名		2	
	イ 都道府県の副知事名	副	総裁	名
	ロ 公庫・公社・公団・事業団等同種団体			
	の副総裁・副理事長・副会長名			
	ハ 民間機関の副会長・副社長名			,
	イ 省庁の局・部長名	理	事	名
	ロ 都道府県の局・部長名			
	ハ 市町村・特別区の助役名			
	ニ 公庫・公社・公団・事業団等同種団体			
*	の理事名			
	ホー民間機関の取締役名			
-	へ 国立試験・研究機関の氏名			
en e	イ 省庁の課・室長名	部	長	名
· · ·	ロ 地方公共団体、同種同体、民間機関の			
	局・部長名			
(2) 内部 (他機関)	発信文書で他機関の長にあてるものについ	ては、	別に定	める
への発信文書	ものを除き、部長名とする。			
(3) その他	前各号に掲げるもの以外のものについては、	前	各号に準	じて

上記依頼文書 ((2) ~ (4)) については、本部、研修センター、支部、受入機関のいずれから発信するか、事前に協議しておくこと。

なお、関係省庁との対応については第6章を参照。

2. 実行予算書作成

(1) 当該年度の集団研修コース実行計画が前年度の第4・四半期に決まると、全コースの実行予算書を作成する。研修各課、研修センター、支部はそれぞれ担当コースについて受入機関ともしかるべく協議しつつ実行予算書(案)を作成し、管理課へ提出する。

管理課は予め決裁を得た当該年度にかかる「研修経費実施基準」にもとづき、 前年度実績も勘案しつつ実行予算書(案)の各事項(予算)についてその必要性 を中心にヒアリングを実施する。

(2) 管理課は、全コースの実行予算書(案)を査定し、部内決裁後、各コースの決定額を研修課、研修センター、支部へ通知する。なお、4月上旬開始のコースも多いので前年度3月中旬までに実行予算を決定する。

3. 教材の作成及び管理

研修用テキストやカントリーレポートの作成 (翻訳を含む) 調達及び配付に関しては (財) 国際協力サービスセンターに委託して実施している。

作成・調達配付を行う場合には、テキスト在庫状況表を参照のうえ所定の用紙により、管理課を通じ財団へ指示する。テキスト等の印刷製本に要する日数を勘案し、 遅くともコース開始2ヶ月前に原稿を入手する必要がある。

4. 研修用資材の購入

研修用資材(例えば薬品、器具類、フィルム等消耗品)を購入する場合は担当者

が業者より見積書を取付け支出負担行為書を起案する。

5. G. I 及び研修実施要領の作成依頼

G. I 及び実施要領の印刷は指定業者が決められている。所定のフォームに原稿を付し、管理課へ依頼する。

6. 研修指導者(コースリーダー)の委嘱

技術研修を円滑かつ効果的に実施するために有効適格な専門家を研修指導者に委嘱することができる(「基準・細則・要領」の「研修指導者の委嘱に関する要領」参照)。委嘱手続は研修担当課が行う。

7. 研修詳細計画作成指示

集団研修の詳細日程は(財)国際協力サービスセンター(以下「財団」という) が受入れ先と協議し、作成することとしている。

従って、担当者は所定の様式により「研修詳細計画作成指示書」を作成し、「財団」に提出しなければならない。

「財団」はこの指示書にもとづいて研修詳細計画書を作成し、担当者に提出する。 担当者はこれをチェックし、担当課長及び管理課長の承認を経て、「財団」に返却 する。

「財団」はこの研修詳細計画書をもとに研修、旅行の手配、各種経費(研修員、 同行者、講師の旅費、拝観料、バス傭上費、交通費等)の支払いを行う。

研修実施に伴う業務委託フローチャート

区分	JICA	財 団
1. 研修詳細計画作成指示書	担当者	
(研修開始日の1ヶ月前)	担当課長代理	era optijačelisti i se ji Nasovije osajeli os
	担当課長──	│ ├──→実施一課
2. 研修詳細計画書承認伺作成	担当床区	
	are sea	研修監理員
e i de prima i sua de la companya d		実施一課
•		実施二課
		研修監理部長
3. 研修詳細計画書の承認	担当者	
(研修開始日の1週間前)	担当課長代理	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	担当課長	
	管理課担当	
:	管理課長代理	
	管理課長 ——	
1. 諸 手 配		①旅費→ 【研修員
		②小額交通費→研修員
		③タクシー,バス傭上
		④拝観料、ギオンコーナー 支払

o 国内研修旅行実施に伴う運用措置

国内研修旅行実施において特別の理由がある場合の例外措置については、その 都度経理部と協議のうえ運用したきたが今後は下記によることとしたい。

- 1. 一般研修員が、高級研修員又は準高級研修員と同一の旅程で国内研修旅行を実施する場合においては、一率にグリーン料金を支給する。
 - 2. 鉄道を利用することにより多大な時間を要し、著しく研修進行に傷害となる場合においては、航空機利用を認める。ただし、この場合、研修旅行計画書にその詳細な理由書を添付するものとする。
- 3、帰国直前の通勤手当については、概算にて支払うことができるものとする。
 - o その他留意事項
- 1. 可能なかぎり現金の直接取扱いをなくすため、切符代を除いては極力振込による支給を実施するものとする。
 - 2. ホテルの予約

ホテルは原則として担当者が、研修旅行手当を考慮して適当なホテルを予約する。その際、事業団指定ホテルを使用することが望ましい(「基準・細則・要領等」参照)。

8. マイクロバスの予約

事業団のバスを利用する場合は、マイクロバス使用予約表に記入する。事業団の バスが使用できないときは、民間のバスを傭上する。

- バス使用予約にあたってのの注意事項
- 1. 運転手室への提出時期

バス使用予約表 (1週間分) を 2週間前の各月曜日に管理課が運転手室に提出する。

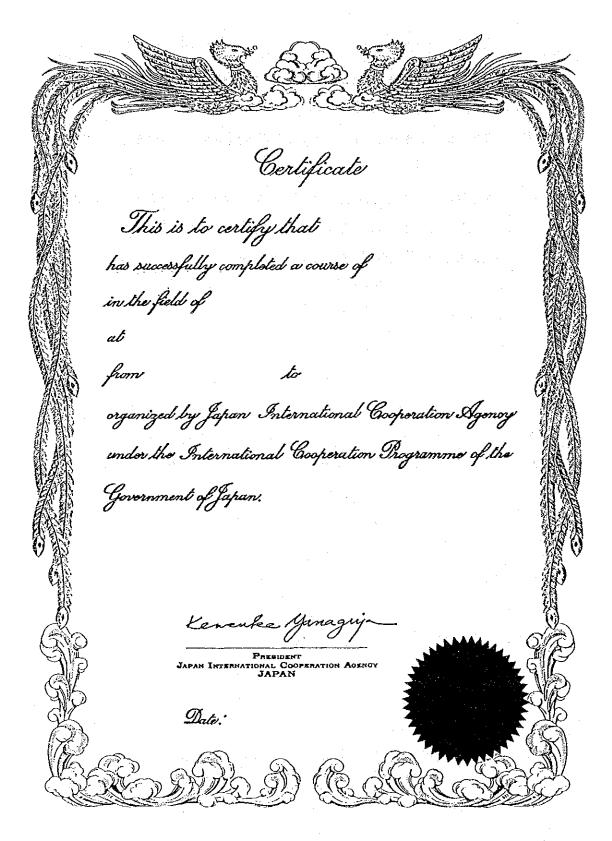
2. 予約時期及び留意点

- (1) 予約依頼日の週より4週間以降の分を予約する。
- (2) 日曜・祭日ならびに週休日の予約は避ける。ただし、特に必要な場合には別 途直接運転手室担当者と協議する。
- (3) 同表提出後、日程の変更もしくは、新たな予約の必要が生じた場合は、各課 (室) 担当者から直接運転手室担当者に連絡する。

医乳腺 医毒性皮肤 医乳腺性脓肿 医多种性神经病

- 9. 研修修了証書(昭和56年9月3日付決裁 研第9-083号) (平成元年3月30日付決裁 研第03-737号)
 - (1) 研修修了証書は、研修目的にしたがい、原則として当該研修の全ての過程を終了した研修員に対して発給するものとする。
 - (2) 平成元年4月1日以降交付する。修了証書は総裁の署名が印刷されたものを用いる。
 - (3) 研修修了証書の書式は、別添書式1. によることとし、計画名、コース名、研修員氏名、研修科目、研修期間、研修機関名、証書発給日等必要事項を英文にて記載したものとする。
 - ① 研修修了証書に記載する研修期間は下記のとおりとする。
 - イ.集団研修については、一般オリエンテーション開始の日から閉離式の日までとする。ただし、本邦到着が遅れたものについては、その到着の翌日から 閉講式の日までとする。
 - ロ. 個別研修については、本邦到着日の翌日から、帰国のための本邦出発指定 日の前日までとする。
 - ② 研修修了証書に記載する証書発給日は、下記のとおりとする。
 - イ、集団研修については、閉講式の日とする。
 - ロ. 個別研修については、本邦出発指定日の前日とする。
 - (4) 研修修了証書の発給は、以下の手続きによるものとする。

- ① 原課担当は原則として1ヶ月前に別添書式2を記入し本部においては管理課 へ、センター・支部においては総務担当へ(写)を提出する。
- ② 原課担当は印刷業者用(写)によってタイプ打ちを発注し、成果品を受領する。
- (5) 研修修了証書は、日本政府の技術協力計画にもとづき国際協力事業団が当該研 修員を受入れたものであることを国際的に証明するものであり、作成にあたって は、証書記載事項の確実性に十分留意しなければならない。



研修修了証書発給申請書 (タイプ依頼)

琪	艮	課長代理

化原理 计连续控制 医电影 医电影	
	申 請 日:平成年月日
	タイプ依頼数:枚
	(再タイプ依頼内数枚)
	担 当 者: 課
計 画 名:The International Cooperation Pr	ogram of the
Government of Japan	
研修員氏名:(Mr. Mrs. Miss Dr.)	
コ ー ス:個別 (Individual Training)	
集団 (Group Training, Seminar)
# 條 科 目・	
研修機関:	
研修期間: 19	, 19
証費発給日:	
,19	-
閉講式または手交予定日	平成 年 月 日
タイプ済修了証蓄入手希望年月日	平成年月日
(注) Oタイプ内容は、英文名をもって記入す O集団コースについては研修員リストを O字数が多い場合、行の分け方は点線の O大文字、小文字、行の分け方等は原則 O発給申請は原則として、交付予定日の	派付する。 忰を参考にする。 として原稿のとおりタイプするものとする。

① タイプ依頼(業者)用

10. 帰国手続

研修終了の1ヶ月以上前に研修員の帰国手続を行う。

(1) 帰国切符

研修員は原則として来日時に往復切符が支給されている(40頁 4.(1)参照)。

(2) 帰国便予約

研修員は閉講式後、受入期間内に帰国する。帰国便はエージェントが研修員と 打合せのうえ予約する。

(3) 帰国月の滞在費支給

「技術研修員に対する帰国月の滞在費(宿泊費及び生活費)の支給等について」(昭和57年4月26日部内決裁研第4-440号)を参照。

(4) 予防注射

予防注射の有効期限が切れている研修員には、必要な注射を受けさせる。経費 は本人負担。

(5) 手荷物

エコノミークラスの場合、無料機内持込みは20kgまで認められる。それを超える荷物は別送荷物扱いで、通称アナカン・unaccompanied baggage で送ると安上りである。アナカン経費は研修員負担。

- (6) 帰国経路変更;第8章参照。
- (7) 研修終了後の私的滞在;第8章参照。
- (8) 帰国当日の送り

エージェントが宿舎からTCATへ送る。費用はエージェント負担。

11. 閉講式

(1) 開催日

集団コースの終了時に開催する。

(2) 場 所

- ① TIC集会室で行う場合は、TIC総務課へ依頼する。
 - ② 本部会議室を使用する場合は、担当課で予約する。会場設営、国旗の手配は (財) 国際協力サービスセンターが行なう。
- (3) 式次第(例)
- ① 閉会の辞
 - ② 事業団代表挨拶
 - ③ 研修機関代表挨拶
 - ④ 終了証書授与
 - ⑤ 研修員代表答辞
- ⑥ 閉会の辞 式終了後歓送パーティ
- (4) 事業団代表

実施月の前月に閉講式日程を管理課が研修各課から聴取のうえ決定する。

(5) 挨拶文

開催日の1週間以上前に挨拶文を作成し、式次第、研修員名簿、参会者名簿と ともに事業団代表に提出する。挨拶文例は(8) 参照。

(6) 案内状

必要に応じ関係機関へ案内状を送る。

(7) 経費

経費については (財) 国際協力サービスセンターが支払う。

- (8) その他
 - ① 閉講式-司会要領はつぎのとおり。
 - ② 挨拶文例は次のとおり。

① 閉講式司会要領

(1)	Honourable Guests, Overseas Participants, Ladies and Gentlemen,
	I have the honour to call to order the closing ceremony of Course in 19 .
1.	First of all, I would like to ask Mr.
	the executive director of the Japan International Coopera-
	tion Agency, to make a closing address.
2.	I would like to ask Mr.
	to make a speech.
3.	Next, Presentation of certificate by Mr.
	国名のアルファベット順に 1 名づつ名前を呼ぶ。
4.	I would like to ask Mr. from t
	make a speech in response as the representative of participants.
5.	Now, I would like to close this ceremony, and following the ceremony we have the farewell party. Honourable Guests, Overseas Participants, Ladies and Gentlemen are cordially invited.
	Thank you very much for your kind attention, thank you.

CLOSING ADDRESS FOR

COURSE

Honourable Guests, Overseas Participants, Ladies and Gentlemen,

On behalf of the Japan International Cooperation Agency, which is the executive agency responsible for this course, I have the honor and pleasure to say a few words on this occasion of closing ceremony of ______ Course in 19 .

First of all I wish to extend my hearties congratulations to you all for your successful completion of this course. It is our great rejoice to know that since the opening of this course you have been participating in it with your strenuous efforts and willingness.

We sincerely pay our highest respect to you all who have shown us the fullest cooperation during the whole period of the course without which this course Would not have proved to be successful.

Needless to say, this course, as you are all aware, has been organized by the Japanese Government for the purpose of introducing knowledge and techniques in this field as well as advancing the cooperation between your countries and ours. And now I am fully convinced that all of you have accomplished these objectives.

It is our sincere hope that you will make best use of what you have learnt and gained in Japan through lectures, observations, field trips, and so forth, at the time when you resume your duties after returning to your respective countries and thus contribute to the further development of the respective service.

We bid farewell to all of you with the end of this course, but not the end of our friendship. We will be always happy to meet the chance of cooperation and communication in future on any matter.

Before closing, I would like to take this opportunity to express my deep appreciation to the distinguished guests attending here today for their kind cooperation and support extended to us in carrying out this course, and on behalf of our organization, I wish to ask for the further support in the future.

Furthermore, we offer our sincerest prayers for your continued health and prosperity.

Thank you

第5章 個別研修員の受入れ

1. 概 要

個別研修員の概要については第1章3項参照。

2. 個別研修員の受入れ

個別研修員の受入れ業務の流れについては第2章1項を参照。研修開始から研修 員帰国までの諸手続については集団研修コースの受入れに準ずるので第3章および 第4章を参照。

3. 高級研修員・準高級研修員

(1) わが国の経済技術協力実施上、特別の配慮が必要と認められる者を、その地位 に応じ、高級研修員あるいは準高級研修員として受入れる場合がある。定義はそれぞれつぎのとおり。

高級研修員;本国政府中央官庁の局長またはこれと同等の社会的に高い 地位にある者。

準高級研修員;本国政府中央官庁の課長またはこれに準ずる地位にある 者。

(2) 待遇決裁

イ. 高級研修員;総裁決裁

口. 準高級研修員;担当理事決裁

(3) 待 遇

高級研修員・準高級研修員の待遇については「技術研修員に対する手当支給基準」(国協達第1号)を参照。

(4) ブリーフィング・手当支給

- イ、ブリーフィングは担当者が行う。
 - ロ、手当支給、担当者は管理課からクイック・カードを受取り、研修員に渡す。 研修員は担当の研修監理員と銀行へ行き、お金を引出す。

(5) 高級研修員受入れ業務の留意点

イ. 要請書

受入れ業務は基本的には一般の個別研修員受入れと同じであるが、要請書取 りつけが困難な場合、相手国政府からの口上書を要請書にかわるものとみなし て受入れることがある。

ロ、日程作成

高級研修員は、事業団が実施する技術協力プロジェクト等の関連で来日する 場合が多い。したがって、担当者は当該プロジェクト等の背景などを理解する とともに、日程は関係事業部あるいは必要に応じ関係省庁とも協議のうえ作成 する。また、研修監理員にも来日の背景を説明する。

ハ,宿 舎

事業団の指定ホテルもしくはそれに準ずるホテルを担当者が予約する。・

二. 移 動

ハイヤーを傭上する。旅行中、現地のハイヤー傭上が見込まれるときは、支 出負担行為書を起案し概算払いで当該金額を受取り(臨時会計役である担当者 名で)、実施後証憑書類で精算する。

ホ. 表 敬

通常、来日後すぐに事業団役員へ表敬する。

役員のアポイントメント取りつけは、受入れの背景と日程を付けて前広に秘 書室へ依頼する。また、必要に応じ外務省、関係省庁へも表敬する。

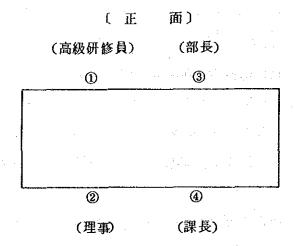
へ、レセプション

事業団役員主催のレセプションを行なう。準備に先立ち当該研修員の食事の

制限(ヒンズー教徒は牛肉、イスラム教徒は豚肉、菜食主義者は肉類を食べない)の有無を確認する。

ト. 会食時の席次(テーブルプラン)例

出席者名を予めレストラン側に渡し名札をテーブルに置くように手配する。 席次例はつぎのとおり。



①~⑥席の順序

例 出席者:高級研修員1名、JICA理事、部長、課長、課員

※ 研修員2名の場合は、その地位により①~②をしめ、③以下を 事業団関係者がすわる。

チ.日程(英文)例

日程表はつぎのとおり。

PROGRAMME

for

The	Visit to Japan of Mr.
ne ne esta in esta. La la seguina de la companya de la	Vice-Minister of
Sunday, 6 June	- Accomodation Hotel New Otan
8:30 p.m.	Arrive at Tokyo International Tel: 265-1111 Airport by Japan Air Line,
	Flight JL-472 Night at Hotel
Monday, 7	
10:00 a.m.	Leave Hotel (Mr. , JICA)
10:30 a.m.	Call on President of Japan
	International Cooperation Agency
11:00 a.m.	Call on Mr, Director of
	Department, JICA
12:00 a.m.	Luncheon by Mr
1:30 p.m.	Leave JICA
2:00 p.m.	Call on Mr. , Ministry of Foreign
· · - ·	Affairs
3:00 p.m.	Leave the Ministry
3:20 p.m.	Call on Mr, Ministry of
4:30 p.m.	Leave the Ministry
5:00 p.m.	Arrive Hotel
	Night at Hotel
Tuesday, 8	
9:30 a.m.	Lorvo Hotol (Mr. JICA)
10:00 a.m.	Leave Hotel (Mr. , JICA) Visit JICA 'Discussion of Training Center'
4:00 p.m.	Leave JICA
4:30 p.m.	Arrive Hotel
6:30 p.m.	Leave Hotel
7:00 p.m.	Visit Embassy of
7,00 p.m.	Dinner by Ambassador of
9:30 p.m.	Leave Embassy of
10:00 p.m.	Arrive Hotel
10:00 Pim.	Night at Hotel
e e	
Wednesday, 9	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
Saturday 12	
aaruraav. Iz	

10:00 a.m.

Leave Hotel

Accomodation Miyako Hotel

10:48 a.m.

Leave Tokyo Station

New Tokaido-line

1:41 p.m.

Arrive in Kyoto

Sunday, 13

Free

Monday, 14

10:00 a.m.

Leave Hotel

10:30 a.m.

Visit Training Center & Institute of

5:00 p.m. Arrive Hotel

Night at Hotel

Wednesday, 16

4:00 p.m.

Arrive in Tokyo Station

4:30 p.m.

Arrive Hotel

Thursday, 17

Free

Friday, 18

9:30 a.m.

Leave Hotel

10:00 a.m.

Visit JICA 'Discussion of Training Center'

12:00 a.m.

Leave JICA

12:30 a.m.

Arrive Hotel

- Preparation for leaving Japan -

Saturday, 19

7:45 a.m.

Leave Hotel

9:45 a.m.

Leave Tokyo International Airport

by Japan Air Line, Flight 717

4. C. S研修員

- (1) 事業団は、エージェントにTCAT送迎および帰国便の予約を依頼する。
- (2) 研修員の来日が確認されたら研修員受入れ実績の整理のため、来日月の月末までに Form of Register を管理課に提出する。

5. 国際機関からの受入れ

第1章2項で述べたように、国際機関からの受入れにはタイプ I (受入れに要する諸経費のうち、"原則として"相手側機関が渡航費・滞在費等を、わが国が研修 諸費を負担する方式)とタイプ II (受入れに要する諸経費を全額わが国が負担する 方式)の二つの方式がある。これではタイプ I について説明する。

(1) 渡航費

国際機関が負担する。

(2) 滞在費

滞在費等諸手当の支給はつぎの方法による。

(イ) 東京銀行本店(日本橋)への研修員宛銀行送金

本方法は、UNIDO、UNDP等からの研修員の場合に多く用いられる。 この場合、送金状の写が研修担当課長宛送付されてくるので、研修員にそれを 持参させ東銀に出頭させるか、或は会計課に依頼し東銀新宿支店JICA口座 に入金させ、「収支外取引依頼書」により引き出し研修員に支給する。

なお、予めUNIDO、UNDP事務局へ東京銀行JICA口座宛送金依頼 をすることもできる。

(p) FAOの場合は、研修1課宛FAO事務局ローマから日本銀行支払いの研修 員名義小切手が1ヶ月毎に送付される。(1ヶ月約300,000円)。研修員は小切 手、パスポートを持参のうえ、日本銀行本店外国局業務係(2階51扱い窓口) へ出頭するか、地方に滞在する場合は、口座開設銀行へ出頭し、現金化の手続 をとる。前者の場合すぐ現金を受理できるが、後者の場合1週間から2週間か かる。

- (ハ) UNESCOの場合は、研修事業部宛UNESCO事務局パリから東京銀行 支払いの研修員受取人指定小切手が送付される。(現金化の手続は、上記(ロ) FAOの場合と同じ)
- (二) UN、UNDP研修員の場合、国連広報センター(東京都港区南青山1-1-1-1新青山ビル西館22F 担当者 TM 475-1613)に出頭し小切手を受取る方法等がある。
- (ホ) 短期研修の場合は、研修員が本国出発前に国際機関から支給を受ける。

(3) 国内旅費

(4) UNDP研修員

外務省宛受入れ通知時に所要国内旅費を通報し、国連広報センター担当者に 出頭し、小切手を受取る。

(中) FAO研修員

外務回答時に通報した金額を来日時に持参する場合もあるが、持参しない場合所定の請求書様式で本人が来日中または帰国後FAOに請求するが、その際、 JICA担当の証明印が必要である。

(ハ) UNESCO研修員

外務回答時に通報した金額を研修員が来日時に持参する。

国内旅行が来日後に計画された場合は、本人の申請にもとづき研修員受取人 指定小切手が送付される。

(=) UNIDO研修員

外務回答時に通報した金額を研修員が来日時に持参する。

(4) 研修経費

原則として当該年度の研修経費基準単価による。

(5) 研修員のTCAT送迎等

来日時および帰国時のTCAT送迎および帰国便の予約をエージェントに依頼 する。

(6) 宿舎の手配

タイプ I の研修員のように宿泊場所により滞在費の調整が出来ないため、宿泊 費の高いところは避ける。

(7) 研修員到着日時の通知

通常各機関から到着日時とフライトの通報を受けることになっているが、連絡 のないこともあるため予め照会する。

(8) 研修員の来日が確認されたら研修員受入れ実績の整理のため来日月の月末まで に Form of Register を管理課へ提出する。

6. WHOおよびITUからの受け入れ

国際機関からの研修員は、フェローシップの供与機関により、多少事務処理の異なる場合がある。その中からWHOおよびITUの例を次に説明する。

(1) WHO

WHOのコースは、数名単位で1ヶ月未満の視察研修がかなりの比率を占める。 数ヶ国を視察研修するコースが大半のため、本邦での研修日が指定され、受入れ 手続上種々の問題が生じている。

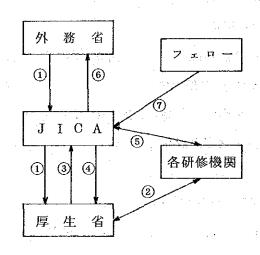
つぎにWHOに特有の手続をあげると

- (4) フェローの生活費は、受取り人指定の小切手で、WHO事務局より厚生省国際課に送付される。フェローが厚生省に出向き小切手を受け取り(または、厚生省からJICAに小切手が送付され、フェローに手渡す)、チェースマンハッタン銀行で現金化する。
 - (ロ) フェローの国内旅費は、JICAの規程に従って、JICAで起案し所定の

請求用紙を厚生省国際課へ、出金希望日の少なくとも1週間前に送付する。旅費はWHOから預託された回転資金から、厚生省が支払する。

WHOフェロー受入手順

WHOフェロー受入れ手順



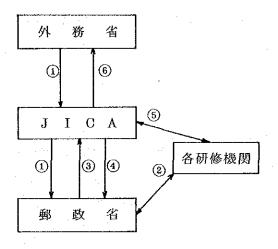
- ① 要請書送付
- ④ 研修依頼(理事→大臣官房長)
- ② 受入検討
- ⑤ 研修経費、日程等の打合せ
- ③ 研修日程の通知
- ⑥ 外務回答
- ⑦ 来日便を通知

(2) ITU

- (4) フェローの滞在費は受取人指定の小切手でITU事務局よりJICAに送付される。担当者はフェローに小切手を手渡し、日本銀行本店で現金化する。
- (p) フェローの国内旅費は、JICAの規程にしたがってJICAで起案しIT U事務局に送付する。約2週間後にJICA気付で小切手が送付されて来る。

ITUフェロー受入手順

ITUフェロー受入れ手順

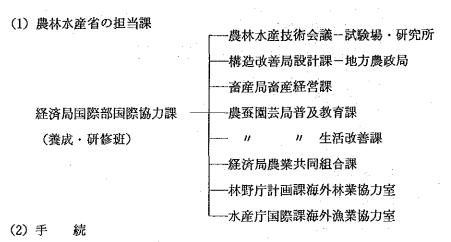


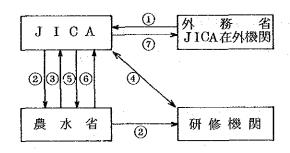
- ① 要請書送付
- ② 受入検討
- ③ 研修日程の通知
- ④ 研修依賴 (理事→通信政策局長)
- ⑤ 研修経費、日程などの打合せ
- ⑥ 外務回答

第6章 関係省庁別個別案件事務処理要領

各省庁別の事務の流れはつぎにのべるとおりであるが、個別コースの研修経費等については、予算管理上の問題もあり、受入れ通知書を発信する前に、研修機関側とも協議のうえ実行予算書を作成する。

1.農林水産省案件





- 要請書
- ④ 研修経費等の協議
- ⑦ 受入通知

- ② 受入の打診
- ⑤ 受入依頼(公文書)
- ③ 受入可否の通知
- ⑥ 同回答

(3) 農林水産省の機関で研修する場合

研修旅行同行を依頼する際は、技術会議管轄下の職員(林業試験場、水産研究 所を含む)の同行に限っては委託業務申請書を発信する。

それ以外は研修旅行同行依頼を発信する。

(4) 都道府県で研修する場合

JICAから知事宛研修依頼を発信する。研修依頼文書は、農水省担当部局から研修機関へ発信される場合もある。

研修経費は、研修機関(試験場長等)へ一括振込む場合が多い。

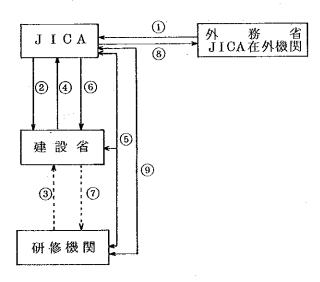
県によっては研修員の身分保証や事故の免責について覚書が必要な場合もあるが、大部分は研修依頼書「事故等の場合には事業団は誠意をもって問題の解決にあたる」旨を明記するだけでよい。

(5) 民間機関で研修する場合

カウンターパートの場合は派遣専門家が農水省関係者であることもあってかな らず国際協力課をとおして研修機関と受入れ検討する。

単発の場合も農水省に受入れ検討を依頼するが、回答が「否」のときはJIC A独自で研修機関をさがし諸手続は民間機関と直接行う。

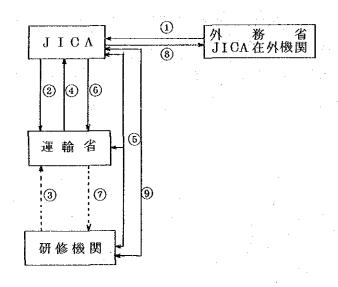
2. 建設省案件



- (1) 要請書
- ② 要請書送付(受入の打診)
- ③ 建設省と研修機関で検討
- ④ 受入可否の通知
- ⑤ プログラム、研修経費等の協議
- ⑥ 研修依頼(理事→建設経済局長)
- ⑦ 研修依頼 (実施局→研修機関の長)
- ⑧ 受入通知
- ⑨ 委託契約

3. 運輸省案件

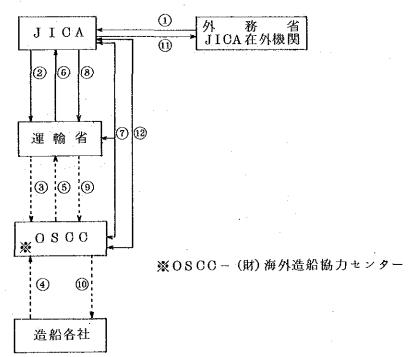
(1) 一 般



- 要請書
- ② 要請書送付(受入の打診)
- ③ 運輸省と受入機関で検討

- ④ 受入可否の通知
 - ⑤ プログラム、研修経費等の協議
 - ⑥ 研修依頼(担当理事名→国際運輸・観光局長)
- ⑦ 研修依頼 (実施局→研修機関の長)
- ⑧ 受入通知
- ⑨ 委託契約

(2) 船舶関係

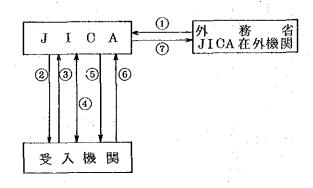


- ① 要請書
 - ② 要請書送付(研修機関の打診)
 - ③ 要請書送付(研修機関の打診)
 - ④ OSCCと造船各社で検討
 - ⑤ 受入れ可否の通知
 - 6 " "
 - ⑦ プログラム、研修経費等の協議

- ⑧ 研修依頼(担当理事名→国際運輸・観光局長)
- ⑨ 研修依頼 (実施局→専務理事)
- ⑩ 研修依頼(専務理事→代表者)
- ① 受入れ通知
- 10 委託契約

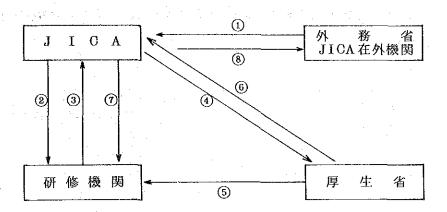
4. 厚生省案件

(1) 私立大学および民間機関が研修機関の場合 (個別)



- ① 要請書
- ② 要請書送付(受入れの打診)
- ③ 受入れ可否および日程の通知
- ④ 研修経費等の協議
- ⑤ 研修依頼(総裁名→研修機関の長)
- ⑥ 受入れ回答書(研修機関の長→総裁)
- ⑦ 受入れ通知

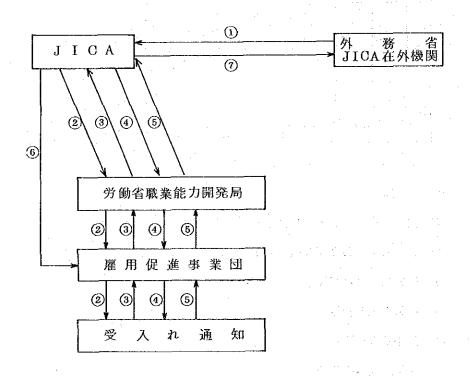
(2) 厚生省の管轄に属する研修機関の場合(個別)



- ① 要請書
- ② 要請書送付(受入れの打診)
- ③ 受入れ可否および日程の通知
- ④ 研修依頼(担当理事→大臣官房長)
- ⑤ 研修受入れ指示
- ⑥ 研修受入れ許可
- ⑦ 研修経費等の協議
- ⑧ 受入れ通知

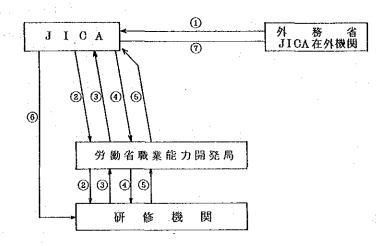
5. 労働省案件

(1) 雇用促進事業団(技能開発センターまたは職業訓練大学校)が研修機関となった場合



- ① 要請書
- ② 要請書送付(受入れの打診)
- ③ 受入れ可否および日程の通知
- ④ 研修依頼
- ⑤ 受入れ可否の通知
- ⑥ 研修経費等の協議
- ⑦ 受入れ通知

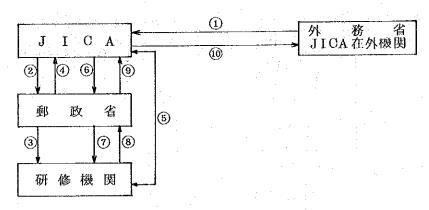
(2) 研修機関が民間企業の場合



- ① 要請書
- ② 要請書送付(受入れの打診)
- ③ 受入れ可否および日程の通知
- ④ 研修依頼
 - ⑤ 受入れ可否の通知
 - ⑥ 研修経費等の協議
 - ⑦ 受入れ通知
- (3) 国際機関 (ILO) の場合

国際機関(ILO)の要請案件については、ILOの日本事務局を通じて手続を行う。受入れ先については、事業団が独自にさがすこともあるが、一般的には、労働省関係部局と協議し、受入れ先を設定することが望ましい。

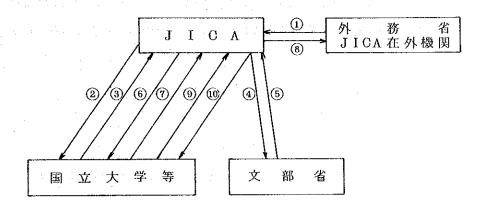
6. 郵政省案件



- ① 要請書
- ② 要請書送付(受入れの打診)
- ③ 郵政省と研修機関で受入れの検討
- ④ 受入れ可否および日程の通知
- ⑤ 研修経費等の協議
- ⑥ 研修依頼(担当理事→通信政策局長)
- ⑦ 研修依頼 (通信政策局長→研修機関の長)
- ⑧ 受入れ回答書(研修機関の長→通信政策局長)
- ⑨ 受入れ回答書(通信政策局長→担当理事)
- ⑩ 受入れ通知

7. 文部省案件

(1) 研修機関が国立大学等の場合



- ① 要請書
- ② 受入れの打診(要請書送付)(担当者→担当教授)
- ③ 受入れ可否の通知
- ④ 受入れ協議(担当理事名→学術国際局長)
- ⑤ 受入れ協議の回答
- ⑥ 研修依頼(申請)(総裁名→大学長)
- ⑦ 研修依頼の回答
- ⑧ 受入れ通知
- ⑨ 研修受託費納入告知書(大学経理部長→総裁)
- ⑩ 研修受託費振り込み
 - イ. 受入れの打診(JICA担当者→国立大学担当教授)

要請書受理後、予め担当教授から電話により研修の可能性を聴取し、可能性がある場合、担当者名で担当教授宛要請書を送付する。また、担当教授と電話連絡等により研修期間、スケジュールを確定する。

研修経費は30日以内、31日以上90日以内、91日以上180日以内、181日以上

270日以内、271日以上365日以内の5つの期間区分に応じ定額を支払う。期間は1ヶ月を30日として計算する。例えば35日の研修計画を組めば3ヶ月分の研修経費を支払うことになるので、日程作成にあたっては期間と経費のバランスに留意する。研修期間が次年度にかかる場合は4月1日からの経費を同じ要領で計算する。

- □. 受入れ協議(担当理事名→学術国際局長)イ. の結果を受け文部省に発信する。
- ハ. 研修依頼 (申請) (総裁名→大学長)
 - ロ、の回答およびロ、の派遣計画書を添付のうえ、大学長に発信する。
- ニ.受入れ通知

受入れ通知の発信は、ハ. の回答を大学より受理した後にすること。

ホ. 受入れ手続依頼書 通常の手続による。

へ. 経費支払い方法

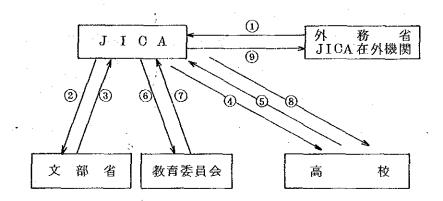
- 受入れ通知発信後、すみやかに支出負担行為書を起案し、決裁を得る。
- 研修員の来日確認後、大学から送付された納入告知書を添付して支出を 依頼する。
- なお、大学側に対し、納入告知書は研修員の来日確認をまって発信する よう予め依頼する。
- なお、本経費には、諸謝金、職員旅費、講師等旅費、研究員費等、研修 に係る一切の諸経費を含んでおり、原則としてこれ以外の支出は認められ ない。
- ト. 研修員が遅れて来日する場合

研修員の来日が遅れる場合、相手国側に事情を問い合せるとともに、大学側へも通報し、納入告知書の発信を待つより申し入れる。また、遅れて来日 した場合研修期間の変更申請を文部省・大学へ発信する。

チ.その他

(注) 文部省所管の国立研究機関においてはJICA研修員の受入れは不可能である。

(2) 研修機関が県立・私立高校の場合



- 要請書
- ② 受入れ検討依頼 (課長名→文部省担当部局担当官)
- ③ 受入れ可否の通知
- ④ 受入れ意向打診(担当者→学校長あるいは担当教師)
- ⑤ 受入れ意向打診の回答
- ⑥ 研修依頼(担当理事名→教育長)
- ⑦ 研修依頼の回答

⑧ 研修経費等の協議

⑨ 受入れ通知

イ. 受入れ意向打診

②の回答を受けた後(通常口頭回答、まれに独自で学校側と連絡をとるように指示のある場合あり)、照会を受けた学校の学校長(あるいは担当教師)と電話等で連絡をとり、要請書を送付して研修時期、期間等の打ち合せをする。

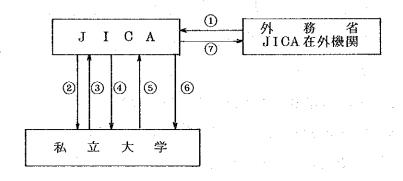
学校等が要請書に明記されていたり、カウンターパート等で既に受入れ学校名が判明している場合は、手続き上②の文部省宛受入れ検討依頼の前に実施してもよい。

口. 研修依賴(担当理事名→教育長)

研修希望学校名を追記し、教育委員会(教育長宛) に発信する。なお、通 常学校宛の公文書は不要である。

ハ.研修経費

(3) 研修機関が私立大学の場合



- ① 要請書
- ② 受入れ意向打診(担当者→担当教授)
- ③ 受入れ意向の回答
- ④ 研修依頼(総裁名→大学長)
- ⑤ 研修依頼回答
- ⑥ 研修経費等の協議
- ⑦ 受入れ通知
 - イ. 受入れ意向打診

担当教授に電話等で趣旨を伝え、担当者名で事務連絡をもって要請書を送 付する。受入れ可能な場合、研修期間、時期、経費等、打合せをする。

口. 研修依頼(総裁名→大学長)

通常の研修員依頼に「希望担当教授」名を記載し発信する。

ハ. 研修経費

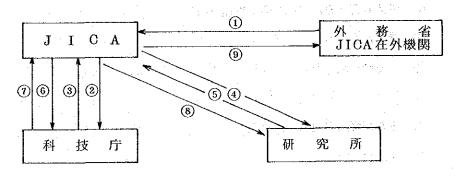
通常の方法、手続により支払う。場合によっては1年間程度の長期のとき、 納入告知書にもとづき所要授業料を支払う。

8. 科学技術庁案件。

(1) 科学技術庁の担当課

原子力局調査国際協力課――原子力関係案件 振興局国際課――その他の科学技術庁関係案件

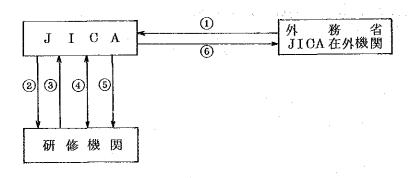
(2) 手 統



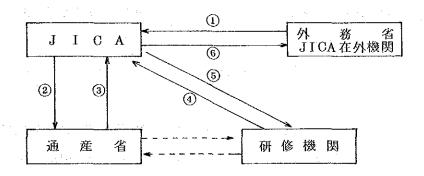
- ① 要請書
- ② 受入れの打診
- ③ 打診の回答
- ④ 打 診
- ⑤ 打診の回答
- ⑥ 研修依頼(担当理事→担当局長)
- ⑦ 研修依頼の回答(担当局長→担当理事)
- ⑧ 研修経費等の協議
- ⑨ 受入れ通知

9. 通産省案件

(1) 研修機関が民間企業の場合



- ① 要請書
- ② 受入れの打診
- ③ 受入れ打診の回答
- ④ 研修経費等の協議
- ⑤ 研修依頼(部長、理事、総裁名→受け入れ機関の責任者)
- ⑥ 受入れ通知
- (2) 研修機関が通産省の各機関の場合、および研修機関を通産省にさがしてもらう 場合



- ① 要請書
- ② 要請書の送付(受入れの打診)。この際、受入れ検討依頼書(課長名→通産省技術協力課担当官)を添付
- ③ 打診の回答
- ④ 研修経費等の協議
- ⑤ 研修依頼(部長、理事、総裁名→研修機関責任者)
- ⑥ 受入れ通知

なお、工業技術院関係の案件は、通常筑波インターナショナルセンターで受 入れを実施するので、本部は筑波インターナショナルセンター所長宛に受入れ 検討依頼、ないしは研修依頼を発信し処理する。 筑波センターは、上記④と⑤を行い、処理する。

筑波以外の地域の機関へ受入れを依頼する場合も、その地域のJICAセンター、もしくは支部宛に同様の処理をする。

(3) 通産省の各機関を見学する場合

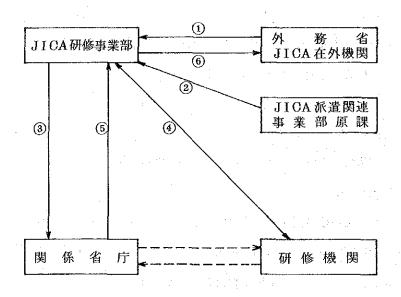
- ① 年度初頭に通商政策局技術協力課長宛に見学依頼文書を発信する。
- ② 見学先機関の了解を取付の上、見学依頼書を作成し見学先機関に送付するとともに、その写を技術協力課に送付する。

(4) 研修機関が電力会社の場合

社団法人海外電力調査会に受入れ検討を依頼する。その処理方法は前記(1)の 場合と同様である。

- ① 各センター、支部を通す場合
- ② カウンターパート研修

カウンターパート研修は、現地での調査活動、プロジェクトの進捗状況により、 緊急の場合が多いので要請書受理後は直ちに関係事業部原課にその写を手交し、 一方原課からは研修機関の紹介等必要な情報を得ること。



- (1) 要請書
- ② 要請書(写)手交(担当→原課担当、原課からは必要な情報を得る)
- ③ 要請書(写)を添付し研修依頼(理事名→局長宛)
- ④ 研修計画、研修経費等につき協議
- ⑤ 研修依頼についての回答
- ⑥ 受入れ通知

なお、研修機関が民間企業、私立大学等の場合には関係省庁を通さず、研修機 関に対し直接研修依頼をし、研修経費等について協議することができる。

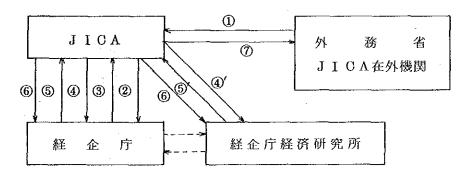
- (5) 研修機関が金属鉱業事業団の場合 (カウンターパートの場合)
 - ① 年度初頭に当該年度に予定されるカウンターパート一覧表を添付の上、研修 依頼文書を理事長宛に発信する。
 - ② 各案件につき正式要請受理後、個別に事務連絡等にて研修依頼し、再度研修 依頼文書を発信する必要はない。

10. 経済企画庁案件

(1) 経済企画庁の担当課

経済企画庁調整局経済協力第二課

(2) 手 続



- 要請書
- ② 受入れの打診
- ③ 打診の回答
- ④ 研修依頼(担当理事→研修実施担当局長)
- ⑤ 研修依頼の回答(研修実施担当局長→担当理事)但し、研修実施が経企庁経済研究所の場合は、
- ④'研修依頼(担当理事→研究所長)
- ⑤'研修依頼の回答(研究所長→担当理事)
- ⑥ 研修経費等の協議
- ⑦ 受入れ通知

第7章 研修経費

1. 予算の構成

研修事業部の予算の事項・科目およびその中の研修経費の位置付けは次の通りで ある。(詳細については「予算書」参照)

- (項) 技術研修員受入事業費 (平成元年度)
- (1) 研修員受入に必要な経費
- (目) 受入諸費
- (目) 研修諸費
- (2) 第三国研修に必要な経費
 - (目)調査諸費
 - (目) 研修諸費
- (3) アフターケアに必要な経費
 - (目)調査諸費
 - (目) 帰国研修員対策費
 - (目) 所属先補てん経費
 - (4) 事業実施計画に必要な経費
 - (目) 実施計画諸費
 - (目)調査諸費
 - (5) 民間技能者受入経費
 - (目)受入諸費
 - (目) 研修諸費

2. 研修経費

研修コース実施に必要な経費は(目)研修諸費から支出される。研修経費の実施 基準については、当該年度の「研修経費実施基準」(「基準・細則・要領等」参照) による。

3. 研修経費実行予算書の作成

- (1) 集団研修コース;第4章2項参照。
 - (2) 個別研修コース;当該コースの研修経費については、予算管理上の問題もあり,外務省へ受入れ通知書を発信する前に受入れ機関と協議の上実行予算書を作成し、管理課長の決裁を得る。

4. 研修委託契約書の作成

集団・個別を問わず研修の管理・運営をほぼ全面的に委託する場合であって、契約金額が160万円を超えるものについては研修委託契約書を作成する。

契約書の内容については、基本的に相手方との合意に基づくこととなるが、事業 団としては事例にあげる契約書によることが望ましい。

なお、金額が160万円を超えない場合であっても、内容が複雑なものや相手先 が望むときには契約書を作成する。

研修委託契約書

国際協力事業団契約担当役理事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、海外技術研修員(以下「研修員」という。)の研修実施に

関する業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両当事者は、互いに協力して信義を守り、誠実に 本契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

- 第2条 甲は次の各号に定めるところにより、甲が受入れた研 修員の研修に必要な業務の実施を乙に委託する。
 - (1) 研修コース名又は研修科目
- (2) 研修員数
 - (3) 主な研修場所
 - (4) 委託業務内容
 - イ. 研修の実施(付属書 I の「研修計画書」に基づいて実施するものとする。)
 - ロ.研修結果の評価
 - ハ. その他上記1,及び口,に関する付帯業務

(契約金額)

第3条 契約金額は金 円を限度とする。契約金額 の内訳は付属書Ⅱ「経費内訳書」記載のとおりとする。 2. 甲は本契約締結後、乙の請求書を受理した日から30日以内 に前項に定める契約金額を乙に支払うものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

(契約内容の変更)

- 第 5条 甲は止むを得ない事情が生じた場合は、乙に対して書面による通知により、契約内容を変更することができる。この場合において契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 2. 前項の場合において当該契約内容の変更により、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を負担するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由によって生じた損害に関してはこの限りでない。当該損害の金額は、甲乙協議して定めるものとする。

(版権等の権利の帰属)

第6条 本委託業務の実施により生じた版権等の権利の帰属の 取扱いについては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(災害補償の免責)

第7条 契約期間中において研修員が乙の実施する研修中に、 生命または身体に損傷を受けた場合若しくは財産上の損害を こうむった場合は、乙の故意または重大な過失による場合を 除き、乙はその責任を負わないものとする。

(損害等の処置)

第8条 契約期間中において研修員が研修に際し、乙に対し、 財産上の損害を与えた場合、または乙の研修関係者の生命若 しくは身体に損傷を与えた場合には、甲は誠意をもって損害 賠償等の問題の解決に当るものとする。

(業務報告書の提出)

- 第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実 施状況について報告を求めることができるものとする。
- 2. 乙は、委託業務が完了したときは、30日以内に業務報告書 及び契約金額精算書を甲に提出するものとする。
- 3. 乙は、第3条第1項により支払いを受けた金額について、 精算の結果余剰金が生じた場合には、甲の指示に基づき、甲 の定る期間内に当該余剰金を返納するものとする。

(帳簿等の整備)

第10条 乙は、本契約に係る委託業務に関する収入支出を明らかにした帳簿及び領収書その他収入支出に係る一切の証憑書類を整備し、業務を実施した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。乙は甲の請求があった場合には、当該帳簿及び証憑書類を甲に呈示しなければならない。

(契約外の事項)

第11条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項について

疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを処理するもの とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 自1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目1番地 国際協力事業団 契約担当役 理 事

 \mathbb{Z}

付属書1

研修計画書

月	П	好 修 内 容	備考※
8	31	日本の道路、高速自動車国道	T. I.C
9	1	都市内高速道路、橋梁計画	"
	2	建設省土木研究所見学	筑 波
	3	土 質 調 査	T. I. C
	4	橋台橋脚の設計、基礎形式の選定	"
	7	製鉄所見学	川崎
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8	基礎の設計	T. I.C
	9	基礎の施工	"
	10	R . C 橋の設計	"
	11	P.C 橋の設計	"
	14	R.C 橋の施工	. "
	16	個別研修オリエンテーション、関越自動車道 他	"
	17	関越自動車道、PC工場見学	沼 田
	- / - 18		"
	21	P.C 橋の施工	T. I. C
	22	コンクリート橋特論	"
	24	鋼橋の設計	"
:	25	本四架橋概説・研修旅行オリエンテーション	"
9	28 _	四国九州地方研修旅行	
10	2		
	5	橋梁の維持補修、橋梁の自動設計、自動製図	T. I.C
	6	橋の美、橋梁の維持補修	"

※備考欄は研修場所・講義実習などについて必要に応じ記入する

-			, ni gr
月	日	研修 内容	備考
10	7	鋼橋の施工	T. I.C
	8	鋼橋製作工場見学	相毛
	. 9	耐風設計、個別研修オリエンテーション	т. г.с
	12	個別研修	
	-:		
	19	構造物設計概論、橋梁標準設計	T. I. C
	20	支承の設計、構造力学特論	. "
	21	座屈特論、耐震設計	"
	22	鋼合成桁特論	"
	23	研修旅行オリエンテーション、見学橋梁槻略	"
	26	中部・関西地方研修旅行	
	30		
11	2	Report Making	
	4	最終評価検討会、閉講式	T. I. (
	5 { -	帰 国 準 備	
	6		
	7	帰 国	i

付属書Ⅱ

経 費 内 訳 書

項	B	金 額	内訳
1. 諸	謝金	8 2 1.0 0 0	o講師謝金 @5,200×105h=546,000 @1,500×100h=150,000
			○委託先謝金 @ 50,000× 2.5h=1 2 5,0 0 0
2. 旅	費	276,700	o内訳別紙
3. 庁	費	1,0 5 9,2 0 0	交通費土研講師
The second secon			(200000×3回 =180,000 (愛知、神戸、都内) (愛知、神戸、都内) (で変知、神戸、都内) (大阪、川崎、稲毛) (20000×3回 =240,000 (熊本、長崎、京都) (20,000×1日=120,000
			(沼田 1 泊 2 日) (沼田 1 泊 2 日) (京会議費 @ 500×20人×3回=30,000 打合せ
			o資 材 費 253,900 (内訳別紙)
総	額	2,1 5 6,9 0 0	

付属書Ⅱ-1

旅費內訳

用 務 先	場所	積 算 内 訳	同行 者数	1
岡山県本四公団	岡山	運 賃 58,400		
北九州モノレール	北九州	日 当 @ 1,600×5=8,000	2名	
熊本市内橋梁	熊 本	@7,400×3=22,200 宿泊料 @8,200×1= 8,200		
天 草 五 橋	長 崎	小計 96,800	J	193,600
名古屋市内橋梁	名古屋	運 賃 31,700		*
神戸大橋	神戸	日 当 @1.600×5=8,000	】 1名 -	
長柄大橋 他	大 阪	宿泊料 @8,200×4=32,800		
桂 橋 他	京 都	小 計 72,500		72,500
		-		
関越自動車道	沼 田	}運賃−宮田車使用	<u> </u>	
P C 工 場	1.	例1.600×2=3.200 日当 @7,400×1=7,400	1名	10,600
숌 計				276,700

資 材 費 内 訳

1.	テキ	トスト購入		
	(1)	Speci	fications f	or Highway Bridges
				@ 3,000×20HH=60,000
	(2)	Bridg	es in Japan	@ 3.800×20 = 7 6.000
	(3)	Civil	Engineerir	ng in Japan
				$ @3,5 \ 0 \ 0 \times 20 = 7 \ 0,0 \ 0 \ 0 $
2.	通	信費	· · · · · ·	@1,200×30人分=36,000
	消	耗品	(ファイル他一式)	4,0 0 0
3.		 好技師料		
3. 4.	映等	/ J.C. 100 / 1	the second beautiful to the	

第8章 諸手続き等

研修員受入れ業務の一般的手続きは第2章~第7章で述べた通りである。 その他の関連諸手続き等について以下に説明する。

1, 研修員滞在費に係わる部内事務取扱要領

昭和52年6月3日 部内決裁B5-19 改正昭和57年4月26日 研第4-439号

(1) 研修員の宿泊施設(事業団指定外宿泊施設)の選定に係わる部内決裁について事業団が年度開始前及び年度途中において指定した以外の宿泊施設(下宿を含む)を選定する際は、部内決裁B2-29(52.2.14)技術研修員に対し準備提供する宿泊施設の事務処理要領第3条、3項及び4項により実施するが、来日後の指定外宿泊施設への宿泊の変更に係わる宿泊施設の選定の決裁は、様式5、研修員滞在費調整依頼書(以下「様式5」という。)で行うこととする。研修センター及び支部は、様式5-1(以下「様式5-1]という。)で行うこととする。

又、滞在費の調整を必要としない宿泊施設への宿舎の変更で、指定外宿泊施設 (下宿を含む)への宿舎の変更、及び事業団の研修センター、指定宿泊施設への 宿舎への変更についても、様式5 (研修センター及び支部は、様式5-1)で、 前者は宿泊施設の選定の決裁の上、管理課への宿舎の変更の連絡を行うこととし、 後者は管理課への宿舎の変更の連絡を行うこととする。

(2) 研修員滞在費の調整事務の取扱いについて

通達(研)第1号(51.1.13)技術研修員に対する手当支給細則について、手当の調整第15号、及び部内決裁B2-37(52.2.18)技術研修員に対する帰国月の滞在費(宿泊費及び生活費)支給等に関し、2項及び3項により研修員滞在費の調整を必要とする際は、様式5(研修センター及び支部は様式5-1)で滞在費調

整の決裁及び依頼を行うこととする。

② 前号(1)号の様式5(研修センター及び支部は様式5-1)の起案は、必要記入事項及び注意事項を厳守して処理すること。

5部複写とし、決裁後、管理課で支出、収入月日を記入し、一部を研修1、2、3課の研修担当者に返却する。(研修センター及び支部は、決裁後、当該様式5-1を本部に送付する。5部複写のうち1枚目~4枚目を本部へ、5枚目は控)。送付先は「研修事業部研修1、2、3課長気付:研修担当者」とする)

③ 滞在費返納金額の収納方法は、現金返納又は銀行振込返納による。それぞれ の取扱いは次のとおり。

(現金返納の取扱い)

(イ) 本部において返納する際は、研修担当者は収支外取引依頼書によった当該 返納額の仮受手続を行った上、決裁後の様式5と収支外取引依頼書(控)を 滞在費担当者に提出する。

滞在費担当者は上記仮受金の収入処理を行う。

(ロ) 研修センター及び支部において返納する際(但し、当該研修センター及び 支部で研修実施に係わる滞在費調整についてのみ)は、研修担当者は決裁後 の様式5-1の当該返納金額を当該研修センター又は支部の出納に預け入れ、 速やかに本部会計課へ銀行振込により送金する。事後、直ちにその振込依頼 先銀行名、及び振込日を本部会計課出納及び研修担当者に連絡する。

(銀行振込返納の取扱い)

(ハ) 研修担当者 (研修センター及び支部は当該研修センター及び支部でとりきめた者とする) は決裁後の様式 5 (研修センター及び支部は様式 5 - 1) の当該返納金額を速やかに別にとりきめる指定銀行に入金するように関係研修員に指導、処理する。(研修担当者が代行する場合も同じ) 事後、直ちにその振込依頼先銀行名、及び振込日を滞在費担当者に連絡をする。(研修セン

ター及び支部の場合は本部会計課出納に連絡をする。)

- (=) 滯在費返納金額の振込銀行は、三井銀行新宿新都心支店(普通口座556209
- 4)他の国際協力事業団取引銀行とし、国際協力事業団計算センターロに入金をすることとする。
- ① 研修員の研修期間の短縮(一時帰国、早期帰国)については、その事実が明 らかな段階で、滞在費調整の処理の必要に応じて滞在費担当者に口頭により連 絡をする。

附 則

上記、研修員滞在費に係わる部内事務の取扱いは、本件、決裁日から実施す ることとする。

黎以 5

٠ <u>۲</u>	(B)	开餘	挺	什 数	研修買落在費調整依賴整	教	. Ma			. *		¥	क्षा क्षा अप		1 17.21 k	į.	# # # # #	1 36 th	13 14 (15 ft)	<u>€</u> =[=	e) se memeral
. 4	ド北のようにす	海路门	7 4 3	うに実施してよろしいか何います	11.4 4.				:	;								\$ •		8	
特勒姆	. B					4E 24	_		盲	存施司	L	#	T	u:	枡	-	83 	* :		# .	1
华	1. 18 (4).	野田	23	豆蔻	(安 (安 (安 (安)	GG, C/P.		田際橋園)	*			約	н	103	3 %)	田コー	スを発	<u>\$</u>	スポームをバング	2. L 의 (조	引度 武 中
印存日命办		## ##	E P	*	*		ž		1 1	1 1	П	¥				П	×	2	ê		Γ
1		1	ļ	=	3	a a		1344	7	ż	ę.	s	ĸ	*	\ 		3]	
			1.		15	•	224 24 622		- • • • • • • • • • • •								減	默 	#	Ť	日本金ー
-					. *	l	104 404 404 V										10. 治 行 统 统 120. 早 站 统 等 30. 本因政府等域(10. 治 代 统) (日 统 2 元) 33. 有 被 的 广 奖	2 (S	早 類 研 傳 30、4回政府事位(自復(後度) 31、実施死亡聚	S 5	表示 考益 表形 1 黎
	-				::	 	444444444	_				ļ					11. 藩 冗 舜 馨 21. 本区处府奉售 39. 卡	# 21.4	(対数略等制	39.≮	e \$5
					113		4444444444	~									「另類不過 12. 数	[日西不通典] 22. 本人能力、 (安 久 教育不当教	本人能力、 数原不道称 40 編輯 404	9	
	:				₽		14 27 F 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 4 2 2 2 4 2 2 4 2	_				-	:			:	13.7541の概念	8	23. 家族死亡等		
			٠.		111	•	77 1 7 97 5 7 7 7											21.46 %	7 54 1 5 M	¥ .80 ₩	ز پ
	-				# 127	t —	274200 4020										ξ. Σ	助 22 4	e \$	\$2.09	展製
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	関数期間(変更が生じた期間)					Ŕ	松	4	-: ◊-	4		文田・城地方法	ぎた法	2	第二章 克克 公子	۲. ۲.	金级校田	b11	EC.	œ.	
		Ì				ł	1	\ \	2. ×	<u>a</u>	×					- Fi	記述書:				
13		1	91	1	[2] 	• -	ರ್ಷ 19 *	₩ =	作 文 出	ž±⋅∞#6# ~ 19	: 作う場	<u>.</u>	 [= · · ·]		(副日						
金浴	施数の強調				₩	33	ż		£	×	£Σ		×								-
元福合名 都	新宿舍名 宿泊料	国治科/18	<u>~</u>	聖	日数 新宿舎コード	<u> </u>	Œ	æ	×	•	#:	扼		ŧx.	抽						
		 `	~/	_		* ~	ا پو	=	n	<u>.</u>	k j	×		E .		E					
		 `	~/			*	\$,	×	11	* <u>_</u>	*	×	_ D	Ξ		Ē					:
		<u> </u>	~			* _	è ,	×	i	₹ Ξ	, l	×	= 6	=		E					
			~/			*	ا ق	×	41	# E	ا پر	×	_ 11	Ē		Ξ					
		<u> </u>	~			*	8 1	* "	11	ii.	1 XX	×	_ li	E.		Ē					
	M S	1			あ - く	+	i.			Ξ				Ξ	⊛	ž.					
K K	B (#		₩	. H	日合計	† (30 x		(۷								ī	支出,延務日 : # \$P# # 42 A 個 :	8 E	19		1
単語語の記入は(注)注画を表	(株)米国家の門人は、米国家地域の基金的人不規 (株)米国家地域では、国際経営的に企画大大学	集 作 語 元 余 十	(予集を)	14 35 47 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	4 4 4 4	() () ()	\$ 40 A	# 12 A	1	- W. W. W.	34.5	٠,						_	Θ	추 (N	展用

(注) 状図所名面とは、実験知識に生する女出文は返表数の全部を、状図近期出金数に加算又は減額して酵素支給することをいう。(注) 状図所名面とは、実験知面に生する女出文は返表数の全部を、状図近期出金数に加算又は減額して酵素支給することをいう。今回名型とは、実験類面に生する女出文は必要数の全部又は一部を、本件決模域に固多地型することをいう。

JICA+1169B+8408+100編(原作はアスチム) 5×50×100

泰 八5-1	中	貝滞在贅調整依頼醬	調整依例	海) 88 X	三郡宇春カンター)	4	大大	1000年時代
	下記のよっに米緒し	イポルしこが色こます。	ر به به						= + x	
日本学品			1 n) * 1 c K + c	研練期間	, # ,	H H~ €	€ : 1} 8		l
年度 1.	第 日 田 米	2. \$3 80	の (教養)	GG, C/P, 国際基础)	H H	(*) 11 11	一 亡 (1) 薬 (1)	スを除く) 大川 /2町八川 2.15	⊊ ¥
好体员条号	文字	环		\$	11	*			こ こ 元 郷 郷 震	_
			t S	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	+		0	<		
			¥ III	1 444464444					超速 常知 一	<u>.</u>
			1						20. 一致	# .
				222272727					(姓成) (日前編成) 31. 条例先门号	بر د د
		:	11]	1 44444444					39. 4	<i>色</i>
			ii 11	1 2000 000					(日群春清成): 22. 年入稿封。 2. 点: 4. 数: 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	
									20 多数是一种,10	
			111	220120213 1					* I	
			11	000000000000000000000000000000000000000					24. M. C. 50. M.	 :4
			1						19. 本 8 新 25. /74 / 20.	
			*	5252502152 1			2		29.4.20 面 60.44日	ĸ
類整題間(変更	講整期間(変更が生じた期間)			处理区分 1.	4 0	支出・返納方法	1.	纸 11 陈 达 現	条翼支出日 月 日	
		-			次 回 M			*	が定職:	-
19	[a	19	Į	- 左記の内、本件で 19	女出,逐都を行う 19	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)	日酉()		
面的稀較	の牧車	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	#X	13. 13.	E	K		T	3	
元佰合名 新宿舍名	5名 宿泊料/18	10000000000000000000000000000000000000	新宿舎コード	唇油	数	岩	#2	*=		
		/-/		H X(!)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ا × × (KI.	Ē		
		/~/		H X(* <u>*</u>	Ξ # ×(11	F		
		/-/		# X	## JE	X	<u>=</u>	Ξ		
		/~/		18 X ()	#))	3	Ē	€		
		/~/		## X	ž)	= X(E	fil.		
	n 2		± 4		Ē.		⊗	E		
Μ.	: _	. 本	ф #	(&×. ^A)				ă	支出,远岭B 19 *	

米伊鶴の間入は、次盟和衛龍の最合肥入下車 (祖) 大団和地域とは、国教部団に出する文出文は近岸理の会郎を、大団匠総当会時に加算又は英親して解算式おすることをいう。 今回地域とは、盟教部団に出する文出文は近岸型の会郎又は一部を、本件決策権に臨時地国することをいう。

JICA-1169日-8408-40年(鮮はゴノスナム・ 5/50/40

① 全 并 森 用

2. 滞在費の調整(追給、返納、前払い)

滞在費の調整を必要とするのは次の場合である。なお、具体的手続きについては 【基準・細則・要領等」を参照。

(1) 受入れ期間の変更等

(延 長) 追加研修、補完研修、病気、フライトの都合、その他

(短 縮) 早期目標達成、本国政府事情、本人の研修態度不適格、家族死 亡・病気等、本人病気、その他

(一時帰国等) 本国政府事情、休暇、家族死亡等、その他

- (2) 宿泊施設の変更
- (3) 滞在費マンスリ支給(振り込み送金)時に研修地を移動したり、研修旅行等でどうしても本人開設口座から Quick Card で滞在費を受け取れない研修員には、支給日以前に支払うことも出来る。

3. 受入れ期間の延長

(1) 追加研修および補完研修

相手国政府の要請が必要である。申請が出されたら、研修上の必要性・関係期間の意向・予算等を検討の上決定する。手続き的には、延長は部長決裁とし、外務省またはJICA在外機関へ通知するとともに必要に応じ研修機関へ依頼文書を発信し、研修経費等について協議する。

研修員には延長期間の滞在費を支給する。必要に応じビザ更新の手続きを行う。 なお、期間延長については研修員が個人的に申し出ることも多いが、その場合、 遅くとも当初の研修期間が終了する1ヶ月前に本国政府の延長要請が必要であり、 要請書の提出を待って既にのべた諸条件を勘案の上決定する旨説明する。

(2) 病 気

研修員が病気や怪我のため研修終了後も日本での入院・加療が必要な場合、医